

本日の議事日程は次のとおりである。

令和7年和泉市議会第3回定例会議事日程表（第2日）

（9月25日）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2			一般質問について	

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2まで

（午前10時00分開議）

- 関戸繁樹議長 おはようございます。議員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

15番・井阪雄大議員、20番・末下広幸議員から欠席の届けがあります。

◎開議宣告

- 関戸繁樹議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 関戸繁樹議長 本日の議事日程はお手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承願います。

◎会議録署名議員の指名について

- 関戸繁樹議長 それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、12番・山本秀明議員、17番・遠藤隆志議員、以上2名の方を指名いたします。



◎一般質問について

- 関戸繁樹議長 日程第2「一般質問について」を行います。

なお、写真撮影の申出がありました議員には、これを許可いたします。

それでは、通告書が提出されておりますので、順次発言を許可いたします。

まず、議席番号7番・原 重樹議員。

(7番・原 重樹議員登壇)

- 7番 原 重樹議員 皆さん、おはようございます。7番の日本共産党の原です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は2点ですが、確かめの質問も多いと思いますので、明確な答弁をまずよろしくお願いをいたします。

まず最初に、マイナンバーカードと保険証の問題です。

マイナ保険証の実施によって、その後、多くのトラブルが全国的に発生しました。国保のほうでは、現在、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を送付しているというふうに思いますが、トラブル対策の一つの方法として、マイナ保険証を持っている人には資格情報のお知らせも送付するとのことでもあります。このように、トラブルへの対策ということもあるでしょうが、今までは健康保険証1枚で済んでいたものを、調べたところ、私が認識もしていなかったものも含めまして9種類もあるようです。今は非常に煩雑になり、事務を処理する側も大変だと思いますが、医療機関など確認する側も非常に大変だろうというふうに思います。

今日の質問は、一つ一つを確かめるものではありませんが、国制度の確かめが多いことは確かでありますので、明確な答弁をお願いいたします。

では、まず最初に、現在のマイナンバーカードの取得者数、そのうち国保と後期高齢者医療の人数と、医療保険証とひもづけている割合についてお聞かせください。

あとの質問は質問席よりさせていただきます。

- 関戸繁樹議長 はい、答弁。

市民生活部長。

- 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

7月末現在の状況で申し上げますと、マイナンバーカードの取得者数については14万3,833人です。国民健康保険については被保険者数3万986人で、そのうち健康保険証の利用

登録をされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証のひもづけ割合は63.1%、後期高齢者医療保険については被保険者数2万6,837人で、そのうちマイナ保険証のひもづけ割合は68.9%です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、原議員。

○ 7番 原 重樹議員 ありがとうございます。

全体からするとカードの取得が14万3,833人だというふうに答弁されてましたけども、これ、本当は、その中でひもづけされてるのはどのぐらいやというのを聞きたかったんですけど、どうもきちっと分からないらしいんで、もうわざわざ聞きませんでした。それで、国保と後期高齢者のほうの量も聞いたんですけども、国保のほうは63.1%、それから後期高齢者のほうは68.9%ということなんですが、簡単に言うと、逆に言えばひもつけてない人が、国保のほうでは36.9%、それで後期高齢者のほうは31.1%あるということで、それはそれとして取りあえず伺っておきたいというふうに思います。

ちょっと話は変わりますが、現在、1階のマイナンバーカードを処理するところがかなり人数が増えてるというふうに思いますけれども、更新に来ているのかどうかよく分かりませんが、その辺、多いことでの理由といいますか、何しに来てるのかちょっとお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日まで、未成年者は5回目の誕生日まで、電子証明書についても5年の有効期限があります。

マイナンバーカードの更新手続はスマートフォンなどのオンラインや郵送による手続が可能ですが、電子証明書の更新については、市役所または和泉シティプラザ出張所の窓口でしか手続ができないことから、多くの市民が来庁されています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 そういうことで増えてるということで、電子証明書なんかの更新ということは5年に1回ということになるようですけども、それで増えていってるということはあるんでしょうけども、そうなりますとこれからも増えるとは思いますが。

じゃ、次の質問なんですが、マイナンバーカードといいますか保険証等々も含めてですけ

ども、始まってもう10年近いというふうには思いますけども、今まで幾ら使ったのか、分かれば教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

マイナンバーカードの交付事務事業において、平成27年度から令和6年度までにかかった費用はおおむね5億9,300万円です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 おおむねということで答えていただきました。ただ、これ実際には、例えば人件費問題でいえば、下でいわゆる委託してる方々が、いろいろ案内をしていただけてますけども、そういうものが入ってるようですけども、市の職員の問題とかいろいろ含めて言えば、約6億円の話が出ましたけれども、そんなものでは済まないだろうということは申し上げておきたいというふうに思います。

じゃ、この今言っていたお金等々を含めて、100%、いわゆる国からの補助金があると思うんですけども、これはいつまで続くものなのか、分かれば教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

マイナンバーカードの交付事業事務費補助金の今後の継続について、現時点では国から示されておりません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 いつまでか分からんというか、国から示されていないということで聞いておきたいと思います。

ずっとこれやってくれるのかいうたらね、補助金出してくれたらいいと思いますけど、そうではないだろうなという気はしますけども、ということですよ。

なぜかといいますと、一つは、先ほど2番目に聞いた、今、切替えといいますか更新というんか、名前はともかくとして、それでかなりの人が来てるということになりますよね。だから、間違いなくこれからずっと来ますよね。5年に1回、切り替えなあかんのですから。ということがあって、そういうことへの対応というのがせないかんわけですから、市のほうも大変だろうというふうに思いましてね、わざわざちょっと聞かせていただきました。

じゃ、ちょっと話を変えますけれども、先ほど、最初に私は非常に煩雑になってるという話をしました。そこで、ちょっと調べたところ、マイナンバー保険証でも、簡単に言ったら、普通皆さんが使ってるのは、写真ついた顔認証のものだと思いますが、これ、赤ちゃんやその辺になると顔認証のないものもありますよね。さらに、今最初に言いましたけども、いわゆるそういうマイナ保険証を持ってる方にも資格情報のお知らせ、こういうものも発行するというふうにもなっております。

それから、私あんまり認識なくて申し訳なかったんですけども、マイナポータルのPDFというのものもあるそうです。トラブルのとき、PDFですから多分1枚の紙だと想像はしますけども、それを見せれば、そこから本人確認ができるといいますか、情報ができるという、そういうことのようにです。さらには、被保険者資格申立書というのものがあると聞いてます。どこに申立書があってどうするのかよく知りませんけども、ということです。さらに、資格確認書が、今回マイナ保険証を持っていない人に発行されるということになるわけですけども、さらには、もうこれ1週間ぐらい前の話だと思いますが、スマートフォンにマイナ保険証を搭載したものがあろうのですが、これは当初、始まる前から医師会等々が国に対して、ちょっとそんなん、いわゆる医療機関等のほうで段取りといいますか、できないから、準備できないから、とにかく待ってくれというふうに言ってたもののようですけども、これを国が多分9月19日だと思いますが、1週間ほど前に見切り発車したというのがあります。

さらにです、政府は12月2日以降、いわゆる従来の保険証、これは2日以降って、多分12月で切り替わる保険証があるんだと思いますけども、2日以降、従来の保険証の利用を停止するというふうに言ってるようですけども、ところが、国保と後期高齢者のみ来年の3月まで認めますよというようなこともあるようです。

何を使うのか、どうするのかというのものもあるけど、医療機関はちょっと大変でしょうね、確認するのに。という意味で煩雑になってるということで申し上げたわけであります。

じゃ、ちょっとだけ確認をしておきたいんですが、1週間ほど前に始まったスマートフォンによるマイナ保険証を搭載したもののほうですけども、これは医療機関等としては、例えば和泉市の中でいえばどういうふうになってるのか、分かれば教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

厚生労働省のホームページによりますと、病院・診療所8件、歯科1件、薬局2件の合計11件となっております。

なお、スマートフォンに搭載されたマイナ保険証はスマートフォン用の汎用カードリーダーの準備が整っている医療機関と薬局で利用することができます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 そうでしょうね、受入れのほうがかちとしてないということで、今、和泉市の医療機関やら薬局のあれを出してもらいましたけども、まだまだほとんど整ってないということが言えるようでありますけれども、そこで次の質問なんですけども、スマートフォンにマイナ保険証を、いわゆる取り込むといいますか搭載するといいますか、そういうことというのは、これは市に来ないとできないものなのか、あるいは自分でできるものなのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルアプリから御自身で設定が可能となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 自身でできるということ、個人でできるということで、別に役所まで来る必要はないですよということなんだろうというふうに思います。

ただ、今日の新聞見てましたら、もう既にどこかで起こってるみたいですね、なかなかこれが反応しなくて。これ余談でもないですけど、たまたま1週間ほど前にニュースが始まりますよとやってたんですよ。それたまたま見てたら、一生懸命、医療機関の人やと思いますけども、こういうふうにかざしたら、スマホをですよ、かざしたらもうオーケーですので、簡単です、便利ですということを一生懸命言ってたんです、それはそれでね。便利ですという割には、最後に何を付け加えたかいうたら、マイナ保険証を持ってきてくださいねという。そらマイナ保険証持ってるんやったら、それでやりやいいようなものですけども、といううちよっとこれがどこが便利やねんと思いついて聞いてましたけども、そういうこともあったということです。

じゃ、次に、今、マイナ保険証をいわゆる持ってる方に対して、資格情報のお知らせというものを送付していくのか、するのかとか、そういう時期だと思いますけど、そんな時期だと思いますが、1つだけ聞かせてほしいのが、この資格情報のお知らせのほうですね、これ

はこれ単独でも受診できるものなのかどうか。いわゆるこの資格情報のお知らせだけで受診できるのかどうか、そこを教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

資格情報のお知らせは9月22日から25日にかけて配達され、また、資格確認書は9月28日から順次配達されます。抽出基準日は8月末となっております。

また、資格情報のお知らせのみでは保険診療を受けることはできません。しかしながら、保険証の切替えに伴い、資格情報のお知らせのみを持参することも当面は想定されることから、暫定措置として、令和8年3月末までは同お知らせに記載の被保険者番号等から、オンライン資格確認システムに情報を照会するなど、保険給付を受ける資格を確認した上で保険診療を可能とする運用が厚生労働省から示されております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 ますますややこしくなりましたが、令和8年3月末まではオンライン確認システムで情報を照会するなど確認できればということなんでしょうけど。

私、なぜ聞いたかといいますと、当初こういうことがありましたやん。高齢者施設などは、今までも施設でやったお年寄りが、簡単に言うたらいつ病気になるか分からん、医者行かなあかんかも分からんというんで、保険証を預かってた。今度はマイナンバーカードを預からなあかんのかというような、ほんで、そこには4桁かな、いわゆる番号もないとあかんとか、いろいろややこしかったといいますか、不安もあったということもあって、聞いてて、ひょっとしてこれで、本当にこの資格情報のお知らせだけでできればというふうに思ったんですが、基本的に言えば資格情報のお知らせだけでは受診できませんよということなんだろうというふうに思います。

ただこれ、国保のほうの話でいろいろしてますけども、後期高齢者医療のほうは、これはもうわざわざ答弁結構ですけども、これ全員に送ってるんですよ、資格確認書を。いわゆる今までの保険証に代わるものですけども、全員に送ってる。これ、多分7月ぐらいの話で入れ替わる話だから、要するに参議院選挙もあってということもあるのかなという気はします。これは国のほうがそんなところまで言わないでしょけども。混乱したら困るということですよ。

ところが国保のほうは、今回、10月末までかな、今の保険証が。だから11月で切り替わる

ということもあってかどうか分かりませんが、資格確認書を、これは持っていない人、基本的に言えば、だけに発行してるといいますか、発行するという方針でやってるということなんです。

ところが、その一方ですよ、これ、医療機関がどれだけ認識してるかどうか知りませんが、今の保険証で、簡単に言えば国保のほうでいきや、10月いっぱい切れるその保険証で、今まではできなかった切替えの話なんですけども、来年の3月までできるというふうになっというふうです。

これはね、皆さんというよりも医療機関ですからね、医療機関が認めるかどうかという問題がありますので、非常に難しいところはありますけども、その辺は非常に煩雑になって、本当に分かりにくいような話になってるということは、これは皆さんに申し上げてもしょうがないという面もありますけど。

じゃ、次に、国保のほうは資格確認書をマイナ保険証を持っていない方に、これからですかね、送付していくということなんですけれども、全国的に言えば、これを、いわゆる資格確認書を、マイナ保険証を持っていようがいまいが全員に送ったところがあるというふうに聞いておりますけれども、その辺は御存じでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

本市で把握している自治体は、東京都の世田谷区と渋谷区です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 東京都の世田谷区と渋谷区ですね、ここが簡単に言うたら全員に送ってるんですよね。私はもうそのほうがよっぽど簡単で明確だったんだろうなというふうに思いますけども。

じゃ、和泉市は、ところが国の言うようにと言ったらおかしいですけども、やってるわけですけども、なぜ全員に資格確認書を発行しなかったのか、理由についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

令和6年12月2日以降、健康保険証の廃止後は、マイナ保険証による被保険者の資格確認を基本とし、ただし当分の間、マイナ保険証を保有していない者等には、資格確認書を職権

により交付することができるとされています。

また、国民健康保険における資格確認書の取扱いについては、令和7年5月30日付、厚生労働省保険局国民健康保険課からの事務連絡により、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないとの考え方が示されています。あわせて、令和7年8月5日付、大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課長からの通知により、府内統一した取組として、全員一律に職権による資格確認書の交付は行わないよう、技術的助言がありました。

これらのことを踏まえ、市として資格確認書を全員に一律交付しないものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 なぜしなかったのかという理由についてはあれなんですけども、5月に国のほうからも事務連絡があったし、8月には大阪府のほうからもあったということでね、全員一律の交付をするなというような、一律かどうかは別として、連絡があったということなんだと思います。

ただ、東京都がしなかったのかいうたら、私は絶対してると思うんですね。通達やいろんなもの出してるといふうに思いますし、要するに、今回全部送った渋谷区あるいは世田谷区、同様だったといふうに思います。全員に資格確認書を送ったほうが混乱も少ないし便利やといふうには思うんです。今まで保険証1枚でやってきたわけですから、それが保険証という名前でなくて資格確認書といふうになったんですけどもね。それはほんまに全員にやったほうが非常に便利やし分かりやすい、混乱も少ないといふうには思います。

ただ、国のほうは、これをやるとね、いわゆる今でも少ないこのマイナ保険証の利用率がなかなか上がっていかないということなんだろうといふうに想像はしますけども、資格確認書を全員にやっぱり発行すべきだといふうに私は思いますし、多分、先ほども言いましたけども、後期高齢者のほうは、これは全員に送ってるんですよ、簡単に言えばね。全員に送ってるんです。これはもうほんまに混乱を避けるためだといふうに思いますけどもね。

じゃ、最後にちょっとお伺いしたいんですが、この渋谷区や世田谷区がやった、これがいわゆる全員に資格確認書を送るといふのは、国・府の話が先ほど言っていたけども、法的に見て違法なものなんですか。その辺だけお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

令和5年6月9日公布の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律等の一部を改正する法律附則第15条の規定による経過措置により、資格確認書については、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めたものには、職権による交付ができるとされています。

このうち、その他保険者が必要と認めたものの解釈は、各自治体の判断が異なる可能性があります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 これ以上聞いても国のあれなんで聞きはしませんけども、全員に発行すれば、簡単に言えば、これはそうしたかどうかは別ですけど、資格情報のお知らせなんて要らんよね、簡単に言えば。わざわざ資格情報のお知らせをやるというようなことは必要のなかったものになるかというふうに思います。

もう一つは、先ほど皆さん、今、この資格確認書とお知らせ、持ってる人、持っていない人に対して、逆か、持っていない人に資格確認書ですね、それを送り込もうとしておるわけですが、行政ですから当然ですけども、8月末が基準日やというふうにおっしゃってありました。じゃ、例えばですよ、9月に、これ、マイナ保険証、簡単に言えばひもづけするわというふうにした人というのは、ここにはマイナ保険証もひもづけしたからあるし、あるいは、もう8月末で切りましたから、資格確認書も来るしということになるわけでありますので、その辺は何か実に行政としては、どこかで切らんとしようがないということもありますから、そういうこともあります。

先ほども言いましたけども、後期高齢者などは全員に送ってるわけですから、何の問題もないだろうというふうには思います。かえって問題を、今、大きくしてしまってるという、処理をする皆さん以上に、やっぱり医療機関が対応していかなあかんというか、医療機関が本人として認めて受診させるかどうかという判断をするわけですから、簡単に言えば、医療機関が大変になるだろうなということは申し上げておきたいというふうに思います。

いずれにしても国の制度ということもありますので、確認が多かった質問になりましたけども、以上でこの第1項目めは終わっておきたいというふうに思います。

では、次に2番目の泉北環境の問題です。

この問題は焼却炉の建て替え問題ですけども、今、泉北環境に派遣されてる議員さんから報告を受けておりますし、土地の選定問題などの報告もあったように記憶をしております。また、この問題は、管理者は和泉市の辻市長、これ、辻市長に聞いてもらうためにする質問

ですので、よく聞いといてほしいんですけども、和泉市の辻市長ですので、本当は直接聞きたいところではありますけれども、ただ、泉北環境で明らかにしていないものを和泉市の市議会で答弁するというわけにも多分いかないでしょうから、その辺はあえて質問はしません、市長には。しかし、基本的な点での質問ということで、よく考えていただきたいという思いで質問をするものです。

辻市長が泉北環境の管理者になって、多分2年半ぐらい、もう経過してるとは思いますが、この焼却炉の建て替え問題の基本が明確になっておりません。だから、和泉市の財政計画でもある創発プラン2.0ですかね、これにも盛り込めない、そういう状況と今なっております。

今日、市長には答弁をあえて求めませんが、これは基本的な方向の話なんで、管理者である辻市長の責任だということはまず申し上げておきたいというふうに思います。

最初に、土地問題で今やってると、やってるのか終わったのかよう分かりませんが、やってるんだと思いますけれども、今の土地問題含めてどうなってるかということについてお答えをお願いします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設の立地検討についての答申に記載されておりますとおり、立地検討委員会の評価では、候補地3か所の中で、ENEOS大阪事業所跡地が最も高く評価されておりますが、立地につきましては、当該委員会や議会での御意見等を総合的に勘案し決定されるものと認識しておりまして、現時点では、どの場所に焼却施設を整備するか決まっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 ENEOSの土地が評価されてるんですけども、どうするのかということについてはまだ決まってないというふうに、取りあえず今の時点での話として聞いておきたいというふうに思います。

ただ、これ、何を申し上げたいかといったら、ENEOSの土地ってたしか7ヘクタールぐらいでしたよね。それを40億円だか何億円か知りませんが、みたいな話になってるといことなんですけれども、しかし、基本構想というのは、これは泉北環境のほうで当初つくったんですけども、基本構想という名前であったかどうかは別としてつくったんですけど

ね。そこに示されてるのは3.3ヘクタール。しかもこれ、このときというのはいわゆるCO₂対策としてバイオですね、いわゆる半年間だか何か、ごみを発酵させて、それで出たそれを燃やしてというような、そんなバイオ的なものを想定したんで、非常に広い土地が必要だった。それでも3.3ヘクタールですよ。

さらに、基本構想でいえば、多分、焼却炉を3基、3炉というのか、ちょっと単位は分かりませんが、3つ造るという、そういう発想で出てきてる広さですよ。だから当初、これ説明、私も泉北環境で受けましたが、2つにすればもっと安くなりますみたいな話してましたが。そういうものでやられてる中身、だから、本来ならば7ヘクタールなんか、ほんま要るはずもなく、3分の1か4分の1か5分の1か知りませんが、そういうもので十分だというふうな広さになるんじゃないかと。だから、どうも後先が逆ですよ、こういうことになるんですけども。

じゃ、もう一点だけ聞きます。これ、もう一つは、いわゆる焼却炉と、リサイクル施設とありますか、それ両方あるわけですけども、移転するのは全部なのか焼却炉だけなのかというところも、基本中の基本みたいな話で、さっきの広さみたいなところにも関係してくるんですけども、そこは今、どういうふうになってるということでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

基本構想では、全体を移転するというようなことで、先ほどおっしゃられているような7ヘクタールというような面積が出ていたのかなと思いますが、先ほど申しあげました立地検討についての答申の中におきまして、現資源化センター、また、こちらのほうは竣工してから8年しか経過していないと。管理棟につきましても竣工から20年しか経過していないと、こういった御意見がございました。そのようなこともございまして、現資源化センターや管理棟の有効活用は、建設費や収集運搬費の抑制にもつながることから、今後の検討が必要であるという意見が添えられております。

施設の整備内容につきましても、先ほど申しましたとおり、立地検討委員会や議会での御意見等を総合的に勘案いたしまして決定されるものと認識しておりまして、現時点ではどの施設を整備するかということには決まっておりません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 決まってないということになるんですけども、ちょっと気になった

んで、もう言っておきますけども、基本構想は3.3ヘクタールですからね、7ヘクタールじゃないですから、ちょっと私の聞き間違いなのかどうかは別として、その点だけはちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

で、この基本が今決まってないというわけでしょう、何を移設するかということが。そういう中で、土地だけがあそこがいいよ、ここがいいよというようなことが進められてるというのが、今のやり方だというふうに思うんですけれども、これ、基本中の基本で、何移転させるかということが分からなかったら、土地の広さにも影響するとは思いませんか。影響するんじゃないでしょうか。何かあれば答弁願います。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

先ほどの答弁、補足させていただきますと、おっしゃられるとおり施設の整備に必要な面積は3.3ヘクタールでございます。望ましいという表現ではございますが、30年後の2炉建設するための土地を確保した場合には、その倍、約7ヘクタールが必要というような説明がちょっと漏れておりましたので、補足させていただきます。

土地の面積につきましては、今後、具体的な施設計画の検討というところにつきましては、少子高齢化や人口減少社会の進展に伴う将来的なごみの量の減少、民間廃棄物処理施設等の活用等を考慮いたしまして、適正な用地、施設規模となるよう、引き続き精査を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 原議員。

○ 7番 原 重樹議員 広さは、だから30年、また建て替えるんやったらそのときに倍要ると。さっきの基本構想の3.3ヘクタール、これも最大のことで言ってますよということは、先ほど3基が2基にしたりとかいろんなこと言いましたけど、やってるということになるので、そこはもう一度申し上げておきたいと思えますけれども。

今、土地の広さの話で聞きましたけども、高齢化は関係ない、少子化で人口が減少するだとか、ごみの量も減るというような話もありましたけども、改めて申し上げますけど、そのことは、少子化やとかごみの量だとか、そのことはそりゃそうなんです。だけど、今言ってる基本の問題というのは違うんですよ。何を移転させるかはっきりしてない。そういうことを言ってるんですね、市長。そこをはっきりさせないと、広さもはっきり、本来はしないでしょうと。

先ほどから説明、部長してるのは、もうリサイクル関係も含めて全部移転するときの話で、3.3炉、30年後の建て替えがというふうなことも含めて言えば、そういうことですよ。言ってるのはですよ。しかし、全部移転させるなんていうことを、それでいいのかどうかということ、いいのかどうか知りませんが、決まったのかどうかといったら決まってないんでしょう、何にもその辺は。だから、後先逆ですよということを言ってるんです。

これね、このまま行き出すと、これ最初のほうの泉北環境の議会でも申し上げましたし、ほかの議員さんも申し上げたと思いますけども、本当に何十億円だかの無駄遣いになりかねない。こんなことやったら、もう泉北環境離れて、和泉市独自でやったほうが、現地に建て替えたほうが、よっぽど安くつくというようなことも含めて、今どういうふうになってるのかということを聞きましたけど、これ以上聞いてもね、市長、どうするということがあれば言ってもらったらいと思いますけど、ここではなかなかそんなん言えないでしょうから、聞かなかったということになりますけど。まず、そういうことははっきりさせないとどうしようもないということも申し上げて、それと、ここまで来てる状況をはっきりさせないというのは、もう本当に管理者である辻市長の責任ですよということは申し上げておきたいというふうに思います。

以上で終わります。



○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号9番・浜田千秋議員。

(9番・浜田千秋議員登壇)

○ 9番 浜田千秋議員 おはようございます。9番・五月会の浜田千秋です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は1点、産後ケア事業についてです。

2019年12月6日、改正母子保健法が公布され、産後ケア事業の実施が全ての市町村の努力義務となりました。出産後の母親は少なからず赤ちゃんのお世話の仕方がよく分からない、赤ちゃんが泣いたときにどう接していいのか分からない、産後の体調が優れない、授乳がうまくいかない、手伝ってくれる人がいなくて少し休みたい、ゆっくり話を聞いてほしいなど、様々な悩みや不安を抱えています。そんなお母様方に対して、少しでも不安を取り除くことができる産後ケア事業はとても必要性の高い事業だと考えています。

そこでお伺いいたします。

本市の産後ケア事業はいつから始まったのでしょうか。また、産後ケア事業の目的、内容

についても教えてください。

これ以降の質問につきましては質問席よりさせていただきます。よろしくお願いします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

本市では、産後ケア事業を平成30年5月から実施しております。産後ケア事業は、出産後の心身ともに不安定な時期に支援が必要な母子を対象に、心身のケアや育児のサポートなどを行うことにより、産後も安心して子育てができるように支援することを目的としております。

対象者は、産婦と生後4か月未満の乳児であり、その対象者への支援の主な内容は、宿泊または日帰りで産後ケア実施施設を利用いただくことで、母体の心身のケアや授乳や沐浴などの育児方法に関する相談や指導などを行っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

利用できるのは産婦と4か月未満の乳児とのことですが、もう少し詳細をお伺いいたします。

産後ケアを利用したい人は何回まで利用することができますか。また、双子や三つ子などの多胎児も同じ回数でしょうか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

利用回数については、宿泊と日帰り合わせて7回を上限としております。

なお、多胎児については、子ども1人につき7回まで増やすことができます。例えば、双子の場合は14回、三つ子の場合は21回が上限となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

妊婦健診券のときは、一般質問などを通して御理解をいただき、多胎児のお母様に対して妊婦健診券の枚数を増やしていただきました。双子を育てているお母様たちは一様に、出産してからの1年間はどのように子育てをしていたのか記憶がないほど大変な日々だったとお

っしやっています。今回は、多胎児のお母様にとって育児等の負担が大きいことから、既に利用回数にも配慮されていることに感謝申し上げます。

では、現在、市が委託している産後ケア事業施設は何か所あるのでしょうか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

本市が産後ケア事業を委託している産科医療機関、助産所は、市内では大阪母子医療センターと助産院2か所、また、市外では高石市立母子健康センターと堺市南区の産科医療機関4か所の合計8か所で産後ケア事業を実施しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

他市の事例ですが、産後ケアは4か月未満となっても、赤ちゃんが寝返りできると、4か月未満であっても施設を利用できないなど、いろんな制約が見受けられます。それは産科医療機関の減少もあり、市町村単独では体制を整備できない状況も多く、幅広いニーズに対応するためには、市町村を超えた利用ができる施設の確保が望ましいと考えています。

では、市外の産科医療機関はどのような基準で委託されているのでしょうか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

市外の産科医療機関の選定基準については、和泉市民が多く出産されている産科医療機関を対象としており、年間10人以上の出産数を目安としております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

では、産後ケアの利用に当たり、利用者の負担額はお幾らでしょうか。また、市が委託先の医療機関等に支払う委託料の単価も併せて教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

利用者負担額は宿泊2,500円、日帰り1,000円となっております。

なお、生活保護、非課税世帯の方については利用料の負担はございません。

次に、市が委託先の医療機関等に支払う委託料の単価でございますが、宿泊は1回につき3万円、日帰りは1回につき1万5,000円で委託しており、市は、利用者負担額を差し引いた金額を委託先に支払っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

では、過去3年間の利用実績と利用率を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

過去3年の利用実績ですが、令和4年度は、宿泊41人で延べ129回、日帰り11人で延べ18回、令和5年度は、宿泊56人で延べ140回、日帰り22人で延べ32回、そして令和6年度は、宿泊88人で延べ203回、日帰り155人で延べ301回となっております。

利用される割合は、令和4年度は4%、令和5年度、6%、そして令和6年度は16%となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

全国の自治体の89.5%が産後ケア事業に取り組んでいますが、その利用率は11%にとどまっています。そんな中、和泉市においては年々利用者が増えていて、令和6年度は大幅に増加しています。利用率も16%と全国の利用率を上回っていますが、その理由を教えてください。あわせて、里帰り出産をされた方の受入れは実施されていますか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

令和6年度に増加した理由は、国において産後ケア事業に関する実施要綱の改正がございまして、産後ケア事業の対象者が、「産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者」から「産後ケアを必要とする者」に見直されました。この対象者の要件の緩和に伴い、支援を必要とする全ての方が利用できることとなったため、利用者数が増加したものと考えております。

次に、里帰り出産をされた方の受入れについては、本市の産後ケア事業は市民を対象にし

ていることから、市民ではない方の受入れは実施しておりません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

国が産後ケア事業を推進するために、対象者の要件を見直した結果、令和6年度の大幅な増加につながったということです。それだけニーズがあるということが分かります。

その一方で、利用したくても利用できない人がいるのではと考えています。支援が必要な母子にとって、複数回利用しようとしたときに、経済的理由から利用をためらうケースや、乳児に兄弟がいて預けるところがないといったケースなども考えられます。また、利用できる期間が生後4か月未満までというのも、とても短いように感じています。

和泉市では、実際に産後ケアを利用された皆様から御意見や感想をいただいているのでしょうか。いただいているのであれば、どのような意見や感想が、要望があったのか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

利用者にはアンケートを実施しており、そのアンケート結果では、9割以上の方から「気分転換ができ休息が取れた」「体調が回復した」「不安が解消した」などの声を多くいただいております。

改善等に関する意見としては、「4か月未満しか利用できず、利用できる月齢が短い」といったことや、「できるなら1歳ぐらいまで利用したい」「希望するところでの予約が取りにくくなった」などの御意見もいただいております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

アンケート結果から、産後ケアを利用された人は利用してよかったとの感想や意見が多いことから、産後ケアを必要とする人には、このシステムをより一層利用しやすいように、出産後の心身ともに不安定な時期に必要な支援が行き届くように、施設数の拡充と支援内容の充実、加えて周知方法なども工夫していただくことを要望いたします。

次に、アンケートでも御意見があったように、生後4か月未満までの期間というのは、私も短いように感じっていますが、期間の見直しは検討されるのでしょうか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

産後ケア事業の対象年齢の在り方については、利用者アンケートで、年齢の拡充に関する御意見、御要望もいただいていることなどを踏まえ、ここ数年、委託先の産科医療機関等と拡充に向けた相談や協議を重ねているところでありますが、産科医療機関の受入れ体制等の課題などから、対象年齢の拡充には至っていないのが現状であります。

本市では、産後ケア事業とは別に、生後1年未満の乳児がいる家庭への支援として、助産師等が直接対象家庭に訪問し、育児全般に関する相談を受ける、いずまる子育てサポート訪問事業などを行っているのも現状でございます。

本市においては、出産後の心身ともに不安定な時期に支援を行えるよう、今後も引き続き、議員御指摘の対象年齢の拡充など、市民ニーズを踏まえた産後ケア事業の実施に向け、関係機関と協議検討を進めてまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

最後に意見を申し述べます。

産後ケア事業の利用率が16%と増えていますが、実際に連携している医療機関などでは急病患者の対応や病室の空き状況により受入れ体制が整いにくく、利用したくても利用できないケースが多々あるとお聞きしています。現在は8か所の産科医療機関と委託契約を結んでいますが、これからも連携できる医療機関等があれば、慎重に拡充できる施設を増やしてください。

次に、利用できる期間を4か月ではなく1年に見直すこともぜひ検討していただきたい。厚生労働省も産後1年間は切れ目のない支援が必要としています。全国の自治体においても、少しずつではありますが、対象期間を1年まで延長されているところが増えていきます。赤ちゃんにとってもお母様にとっても、月齢に応じた支援が必要だからです。母体や心身の回復は、産後半年から1年かかる場合も多く、授乳や夜泣きなどの育児負担も同じように考えられます。また、産後鬱の発症は産後3か月以内がピークと言われていますが、1年以内に発症するケースも少なくありません。長期的な見守りが必要なケースもあります。今すぐ利用期間を1年まで対象を広げることが難しいのであれば、段階的に継続的な支援が必要と判断された母子においては1年まで延長できるような検討もお願いしたい。

産後ケア事業にはまだまだ課題がたくさんあります。和泉市のこれからを支える世代が住みやすい環境をつくるためにも不可欠な事業です。子育てしているお母さんを1人にしない、不安や孤独を1人で抱え込まさない。産後ケア利用の拡大を促し、子育て世代が住みやすい和泉市になることを切に願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号18番・飯阪光典議員。

(18番・飯阪光典議員登壇)

○ 18番 飯阪光典議員 18番・大阪維新の会、飯阪光典です。通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の質問は1点、効果的な新たな契約手法について質問をさせていただきます。

今後の人口減少、少子高齢化がさらに進むと、税収の大幅な減少が予想されております。また、本市職員も減少することとなります。限られた財源、限られた職員数で行政サービスの提供を行うためには、官と民の役割分担や、関係を変えていく必要が生じてまいります。これは突き詰めれば公とは何か、公共とは何か、行政とは何かという根源的な問いに行き着きます。限られた財源の中で、市民サービスを向上し、魅力あるまちをつくるためには、官民連携や民間活力の活用が不可欠だと感じております。

これまでもコストの削減と市民サービスの向上を目的として、民間委託、指定管理者制度等、PPP、PFIの導入なども進めてまいりました。民間活力を導入することで、コストの削減と市民サービスの向上が可能となると言われておりますが、ただ民間委託をするだけではコストの削減効果も昨今では低くなっており、そのため、これからの官民連携については、民間の創意工夫がさらに発揮され、参入意欲が高まる手法、仕組みが必要だと感じており、官民連携は次のフェーズに移行していく必要があると考えております。

今回は、現状確認、課題、そして提案という形で質問を展開をさせていただきます。

それではまず初めに、本市の委託事業の契約手法について、現時点でどのような手法で実施をされているのか伺いをいたします。

以後の質問については質問席にて行わせていただきますので、御答弁よろしく願いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

業務委託契約においても、他の契約と同様、地方自治法に基づき、業者選定は競争入札を原則としておりますが、その性質や目的が入札に適さないと認められる業務につきましては、例外として随意契約を行う場合があります。また、随意契約の一つの手法としてプロポーザル方式があり、価格や提案内容が最も優れた事業者を選定しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

まず、現状の委託業務の契約手法について確認をさせていただきました。原則は価格による競争入札だが、委託業務の性質を鑑みて、随意契約の一つの手法としてプロポーザル方式での契約もあるということは確認をさせていただきました。

それでは、委託契約における業務の目的及び業務内容の決定方法並びに事業成果の把握はどのように行っているのかお伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

業務の目的及び内容につきましては、各業務によって異なりますが、各担当課において、民間事業者の高い専門性の有効活用や業務効率の向上、費用対効果、市民サービスの向上等を目的に、外部委託により、より質の高い成果を上げることができる業務内容か否か等を総合的に勘案して決定されるものと考えております。

また、成果の把握方法につきましても、仕様書に基づく成果物等が提出されているかどうか、また仕様書に記載の各項目が満たされているか等を確認し、各担当課で検査調書を作成しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 御答弁にありましたように、現状の委託契約においては、あくまでも本市行政サイドが筋道を描いた仕様書に沿った委託契約であり、民間の創意工夫や独自性をフルに活用できていないと考えますが、その点に対する見解をお示してください。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

プロポーザル方式を採用した場合におきましては、事業者選定時に民間事業者からの提案があり、そのノウハウを活用することが可能と考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 プロポーザル方式を採用した場合は、民間事業者からの提案であり、民間のノウハウは活用されているという御答弁でしたが、これ、裏を返せば、それ以外の契約では、民間活力を生かし切れていない業務があるのではないかということは指摘をさせていただきます。

それでは、次に、委託業務そのものには目的があり、事業者へ委託されていると考えますが、その目的が思ったような成果が出せない場合の対応はどのようなになっているのか、その点について伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

業務委託契約につきましては、各仕様書に基づき、業務の履行や成果物の提出が適正に行われたかの検査を行い、委託料の支払いを行います。

業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、業務委託契約書に基づき対応を行うこととなりますが、受注者に対してその理由を付し、必要な措置を取るべきことを求めることができるほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、期間を定めてその履行を催告し、また履行がないときは契約解除、損害賠償を求めるなどの対応が考えられます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 そうですね。今の御答弁にありましたように、現在の委託契約については、各仕様書に基づき、業務の履行や成果物の提出に対して委託料を支払う形であり、業務の履行に伴う事業効果を成果として評価するものとはなっておりません。

さらに、先ほどの御答弁でありましたが、著しく不相当と認められるものと御答弁にあったように、これ、業務が適正に履行されたにもかかわらず成果が表れない場合にでも、委託料が満額支払われるという仕組みということになりますが、この理解でよろしいでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

仕様書に基づき業務が適正に履行された場合におきましては、市が当初設定した業務目的を達成し、成果を上げているものと考えますので、契約に基づき委託料を支払うものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 先ほども申し上げましたが、行政サイドが作成した仕様書に基づき業務実施イコール目的達成、成果を上げているというのは、より効率的、より効果的な視点を置き去りにしている可能性があるのではないのでしょうか。

今回の質問の御答弁にも地方自治法というくだりがありましたが、その中で、地方自治の本旨に、最少の経費で最大の効果を挙げるとあります。ぜひ、より効果的な施策実施に向けた取組を行っていただくよう要望しておきます。

これまで様々な業務委託契約を見てまいりましたが、前例踏襲により漠然と委託業務の契約が締結されているように感じると同時に、昨今では民間委託をするだけではコストの削減効果も低くなっており、そのため、これからの官民連携については民間の創意工夫がもっと発揮され、参入意欲が高まる手法、仕組みが必要だと感じております。

そこで、数点、現状確認をさせていただきます。

本市は、過去に官民連携の社会的投資モデルでありますS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）を活用した検証事業に参加されたと記憶しておりますが、そのノウハウを生かして、現在、本市が実施している乳がんの集団検診の現状についてお伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

本市では、平成28年度にS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）を活用したがん検診受診率向上のための検証事業に参加をしております。

現在は乳がん集団検診を民間委託しておりますが、当該検証事業で培ったノウハウを生かし、行動経済学と心理学を応用し、人の行動を後押しするナッジ理論を活用した受診勧奨等を実施し、受診率は令和5年度実績で府内33市中2位という成果を上げております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

今の御答弁に、いろいろな聞き慣れないナッジ理論、S I Bという言葉が出てまいりました。このナッジ理論とは、簡単に言えば、強制されたり、金銭的なインセンティブに頼ることなく、自発的に合理的な選択へと導いていく行動経済学の理論であり、S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）とは、簡単に言うと、民間から資金調達をして、成果連動型で報

酬を支払う手法で、民間には成果に応じて資金がリターンされる手法を、本市では今から9年前に検証。導入には至りませんでした。一定の効果があり、その後のがん検診受診率向上にも寄与したということは、ただいまの御答弁にて確認をさせていただきました。

それでは次に、このS I B方式において、民間からの資金調達部分を抜いた形の成果連動型民間委託契約方式（P F S、Pay For Success）という新しい手法について、内閣府が普及促進に向けた取組を進めております。

そこで、まず、この内閣府が進めているP F S方式とはどういうものなのか、その特徴及び効果について併せて伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

P F Sとは成果連動型民間委託契約方式のことであり、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う方式です。

この方式の場合、その成果達成の方法について、通常の委託契約よりも事業者の自由度を高くすることが一般的で、事業者の創意工夫によって効果的な事業となることを期待するものとなります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

ごくごく簡単に、このP F Sについて御説明をいただきました。

では、現在、このP F S方式及びS I B方式はどのような分野での実施事例があるのか伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

内閣府のガイドラインでは、どのような分野においても幅広く検討に値すると整理されているところですが、内閣府が公表している令和6年度末時点での全国の自治体の事業実施数は323件あり、そのうち介護分野と医療健康分野で全体の74%を占めていることが示されており、これらの分野にはなじみやすいと考えられます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

今の御答弁から、介護分野、医療健康分野で多く実施されているということを確認をさせていただきました。

そこで、その実例として、お隣の堺市では、介護予防事業において、事業参加者総数や継続参加人数、要介護状態進行遅延人数を成果指標にP F S方式が活用されております。

そこで、現状確認ですが、まず、本市の介護予防事業の委託内容及び契約手法について伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

介護予防事業の委託事業は2事業あります。

1つ目は、高齢者全体を対象とし、健康や運動習慣の改善を促すため、介護予防に関する様々な教室などを開催する事業です。

2つ目は、介護が必要になるリスクが高い特定の高齢者を対象とし、重点的な対策を行う事業です。

また、契約手法につきましては、どちらも公募型プロポーザル方式を採用しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

本市の事業内容ですね、委託内容、そして契約手法について伺いをいたしました。

どちらも公募型のプロポーザル方式ということで、民間の御意見を参考に事業実施をされているのかなというふうに思います。

そこで、本市において、介護予防事業の分野で、お隣の堺市が実施されているようなP F S方式、いわゆる成果連動型民間委託契約方式、この方式の導入の可能性について伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

和泉市における介護予防事業におきましてP F S方式がなじむかどうかについて、先進事例を調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

先進事例を調査研究していただけるとのことですので、お隣でいい実例がありますので、早急に確認をしていただきたい、そして研究をしていただきたいというふうに思っています。

ここまで、P F S方式とはどのような手法で、どのような分野で実施されているのか。さらに、このP F S方式を実施されている先行事例について触れ、現時点における本市での導入の可能性と意向について伺いをいたしました。

それでは次に、このP F S方式の採用は、行政にとって、また事業者にとってどのようなメリットがあると考えられるのか、伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

まず、自治体にとってのメリットとして、民間事業者の持つ専門性やノウハウを通常の委託契約よりも期待できる点と、事業の成果に応じた支出を行うことが可能となる点が挙げられますが、成果指標の設定や達成状況の評価を適切に行わなければならない課題もあります。

また、事業者としては、通常の委託契約よりも裁量の幅が広く、自らの判断で対応できる部分が大きくなり、高い成果を出すことができれば、それに応じた委託料を受け取ることができる一方で、成果が出なければ業務量に見合う委託料を得ることができないリスクも想定されます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

メリットがある一方で、課題もあるとの見解をお示しいただきました。

それでは、次に、このP F S方式の導入及びその検討に当たり、現時点で示されている国からの支援メニューの内容について伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

内閣府においては、職員研修への講師派遣や専門家の派遣のほか、P F S事業を実施する地方公共団体等に対する交付金等の支援措置などが講じられております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

国の支援策についても、これもごくごく簡単に御説明をいただきました。

このP F S方式では、従来の委託契約のように効果にかかわらず定額の委託料を支払うのではなく、成果指標の改善状況に連動させた委託料の支払いを行うというもので、民間ノウハウの活用、事業の柔軟な実施により、これまで以上に高い費用対効果が期待できるとされております。

私は、医療、健康など様々な分野において、本市においてもこの手法の導入で、より高い事業効果が得られ、市民サービスの向上につながっていくのではないかと考えておりますが、この手法について、本市では、現状どのように考えているのか、見解をお示してください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

P F S事業を採用することで、より高い成果が期待できる業務があれば、選択肢の一つになるものと考えています。

成果指標の設定等の課題もありますので、それぞれの事業所管課において総合的な観点から判断すべきものと考えています。

このため、それぞれの事業所管課が判断することに役立つように、国の支援措置の内容などの庁内周知を行い、研究できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

国では内閣府が中心となり、医療、健康、介護、そして再犯防止を重点分野と位置づけ、その普及促進に取り組んでおります。また、今後はその活用分野の拡大に取り組むとしております。

先ほど御答弁いただいた導入検討や導入に対する支援策として、今であれば手厚い支援、庁内勉強会等導入検討に係る講師派遣や、事業構築及び事業実施の際のコンサル派遣、また、成果連動部分に当たる委託費の2分の1、1件当たり交付上限4,000万円、また、事業が先導案件であれば3分の2、1件当たり交付上限5,000万円の成果連動型民間委託契約方式推進交付金があります。これら支援を含めた内閣府の普及促進に伴い、他自治体においてこのP F Sという手法が採用されつつあります。

本市においても、従来どおりの委託で何ら支障のないものもありますが、本来の目的を十分に果たせていないにもかかわらず、慣例のような委託事業が行われている分野もあると考

えます。そのような委託について、いま一度再考すべきではないでしょうか。

P F S方式は、民間事業者とリスクを分担して、より高い成果を生み出し、インセンティブを事業者に与える契約手法ですが、その成果支払いの条件が厳し過ぎると民間事業者に過度なリスクを負わせることとなり、事業が成立しないなどの問題もあるため、リスクとリターン設計は簡単ではありません。そうした事業設計プロセスの負担感も課題ではありますが、どのような成果をめざすのかを明らかにし、達成したい成果から逆算してロジックモデルを整理することで、施策を捉え直すきっかけにもなるため、本市でも、この成果志向の考え方で取り組むべきだと考えます。

新たな手法であるP F Sを市内の様々な部署で活用していくにはハードルも少なくないとは思いますが、積極的に活用することで、これまでなかなか前に進まなかった課題解決が加速するものと考えます。もちろん、全ての業務に有効な方策ではありません。しかしながら、行政サイドで考えたものが最良であるとも言えません。サービスを享受する住民の皆さんにとってよりよいサービスを提供できるよう、契約手法の一手法として、スピード感を持って取り組んでいただくことを要望し、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号4番・埤田英伸議員。

(4番・埤田英伸議員登壇)

○ 4番 埤田英伸議員 議席番号4番・公明党、埤田英伸です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私からは6点の質問をさせていただきます。通告した6項目の順番が真逆になっており申し訳ございません。議長の許可を得まして、お手元の記載の項目の下から順番に質問をさせていただきます。

1点目は市営住宅の駐車場について、2点目は落書き撲滅について、3点目は投票所での障がい者へのサポートについて、4点目は未就学段階での学習障がい早期発見について、5点目は消防本部と避難行動要支援者情報の連動について、6点目は障がい者就労支援とチャレンジオフィスについてであります。

まず1点目、市営住宅の駐車場について質問させていただきます。

先日、交差点で挨拶立ちをしているときに、50代の御夫婦が声をかけてくださり、市営住宅の駐車場を臨機応変な形にしてほしいと御要望いただきました。親の買物を手伝うために、

たった10分の駐車に困っているという内容でした。有料駐車場に無断で駐車すれば短時間であっても注意されるのは当然ですが、介護などのために駐車が必要なニーズがあります。私自身も介護福祉士時代に、高齢者を団地の5階からおんぶして下ろすときに、団地内の駐車に難儀したことがあります。高齢者福祉に携わる自分が思いやりと情熱を持って仕事をしていました。そのおんぶをしたままの私に、住人から罵声を浴びせられ、つらい思いをしたこともあります。もっとつらかったのは、おんぶされたままの姿勢のそのおばあちゃんが住人に謝るのみならず、乗車後に泣きながら私にも謝ってきたことです。今のは過去の話ですが、先日、和泉市内や近隣エリアの介護事業所で働く方々からも、交差点挨拶立ちのときに御要望がありまして、訪問介護で、自宅訪問の45分程度の駐車場所に困っているという内容の相談もいただいています。

そこで質問ですが、市営住宅の駐車場に空きがあっても利用できない理由を教えてください。

なお、これ以降の質問は質問席で行わせていただきます。御答弁、何とぞよろしくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

市営住宅の駐車場は市営住宅の入居者のために設置し、使用料を頂き駐車されているため、許可した車両以外の駐車はお断りしており、一時的な駐車は敷地外の民間駐車場等を利用するようにお願いしております。ただし、入居者が要介護者で、訪問介護や親族による介護を受け、一定期間駐車場が必要な場合は、入居者への許可と同様に、月ぎめにて利用を許可しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

要介護で一定期間駐車が必要な場合は、月ぎめにて利用するということは理解できます。しかしながら、経済的に厳しい状況の高齢者が、介護を受けるだけで借りるのは非現実的かと思います。恒常的ではなく、一時的に駐車が必要な場合もあります。このようなニーズに対応するため、1区画か2区画程度を共用駐車場にすることはできないかを教えてください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ **林田勝巳都市デザイン部長** 都市デザイン部長の林田です。

市営住宅の駐車場は、国の補助金を受け整備した施設につき、時間貸し駐車場として共同利用することは、入居者のための駐車場という本来の目的から逸脱してしまうため、原則認められておりません。ただし、駐車区画に十分余裕のある和泉第一団地や丸笠団地では、空き区画の有効活用の観点から、国へ目的外使用の申請を行った上で、時間貸し駐車場や入居者以外への貸付けを行っている事例はあります。

共用駐車場の設置につきましては、各市営住宅の整備経過などを踏まえ、個別の調査と判断が必要になります。

以上です。

○ **関戸繁樹議長** 埴田議員。

○ **4番 埴田英伸議員** 分かりました。

駐車区画に十分余裕のある和泉第一団地や丸笠団地など、既に目的外使用の実例がありますので、条件を整えば、他の市営住宅も同様に空き区画を共用駐車場として利用できる可能性があるかと理解しました。

その上で同じ質問になりますが、この際、1区画か2区画を介護や高齢者支援のための共用駐車場にできないでしょうか。

○ **関戸繁樹議長** 都市デザイン部長。

○ **林田勝巳都市デザイン部長** 都市デザイン部長の林田です。

敷地内に無料の共用駐車場を設置した場合、特定の来客者の頻繁な利用や、長時間の駐車など、秩序が守られないケースが考えられますので、受益者負担の原則から、利用料金制による来客者用駐車場の確保が好ましいと考えます。

しかし、時間貸し駐車場を整備するには、機械設置等に係る採算性の検証や、事業者との調整、また国へ目的外使用の手続を行う必要がありますので、これらの条件を整理できることが前提になります。

現在、建て替えを進める対象市営住宅では、新規入居者の募集を政策的に停止しているため、空き駐車区画は目立ちますが、今後、民間売却等の跡地活用を計画していることから、現時点で和泉第一団地と丸笠団地以外は、新たな手続を控えております。

その他の集約建て替え対象外の市営住宅では新規入居者の募集を行っており、入居率は高い水準にあることから、まとまった余裕ある空き駐車区画が少ないため、積極的な目的外の貸付けは予定しておりません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4 番 埤田英伸議員 分かりました。

既存の市営住宅の駐車場をコインパーキングとして転用することは、国への手続などハードルが高いことは分かりました。

では、富秋中学校区等で、現在、市営住宅等の集約建て替え事業が進められていますが、新たに整備される市営住宅に來客用駐車場の設置計画があれば教えてください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

新たに整備する市営住宅では、敷地内に來客用有料駐車場の設置の予定はなく、障がい者支援や介護支援の観点より、エントランス付近に要配慮者等が車両に乗り降りできる車寄せスペースを確保する計画です。

入居者への訪問など、一時的に駐車を必要とするものにつきましては、近隣の有料駐車場の利用を想定しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4 番 埤田英伸議員 御答弁ありがとうございました。

今後、市営住宅では、既存入居者の高齢化が一層進むことが予想されます。高齢者が安心して暮らし続けるには、家族との交流や介護サービスの利用等に一時的な駐車スペースの確保は欠かせません。

不可能なことを言っているかもしれませんが、私のおばの住む泉北ニュータウンの団地では、一時駐車スペース4台を確保し、30分程度の駐車を認めています。住人同士の協力でトラブルもなくできているようです。

先ほど、要件が整った市営住宅では目的外使用の実例もあるとの答弁もありましたので、空き駐車区画の有効利用を図るため、入居者のニーズに応じた柔軟な対応を検討していただきますようお願いします。

この項の質問を終わります。

次に、落書き撲滅について質問させていただきます。

先日、いぶき野五丁目交差点で挨拶をしているときに、市内の教育関連のお仕事をされている御夫婦から御意見をいただきました。その内容は、最近、和泉中央駅近辺の公共施設、

公共物、民間施設に対するスプレーでの落書きが急増している。10年前に和泉中央駅周辺の景観が気に入って転入してきたときはなかったのに、せっかくの景観が台なしです。しかも、落書きの増加と治安の悪さは比例するものだと思いますので、対策をお願いしたいということでした。また、市内でボランティア活動に従事されている女性からも同様の御意見をいただきました。

まず、落書きがあった場合どのように対応すればいいか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

落書きへの対応についてですが、市の道路施設への落書きが発見された場合には、職員において消去を行っております。また、公園施設の場合は、指定管理者において対応しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

民間の施設が落書きの被害を受けた場合は、施設の所有者または管理者において原状回復の方法や警察へ相談するかどうかなど、それぞれ判断いただくものと考えています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

全国で落書き防止対策で先進的に取り組まれている自治体では、公民一体で活動されています。そのように、市民ボランティアが落書きを塗り直すことは可能でしょうか。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

道路施設への落書きを塗り直す場合、作業中に交通事故を誘発するおそれがあるため、歩行者専用道路など一定の通行制限のある道路であれば検討はいたしますが、基本的には道路上での作業許可を与えることはできません。

また、塗り直す道路施設の表面素材に合わせた塗料を使用しなければならないことから、様々な条件設定が必要となるため、道路施設や公園施設に対してのボランティアでの落書きの塗り直しについては難しいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。

落書き撲滅に取り組んでいる自治体は、落書きがあった箇所に「落書きは犯罪である」という警告の貼り紙をしているようです。その結果、減少傾向にはあるようです。要因は、同一犯の可能性があるので、自身の落書き箇所を再度見に来て、貼り紙を見ているだろうということです。そのような貼り紙を作成して、落書き箇所全てに貼り出すことは可能でしょうか。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

落書きをされている全ての道路施設や公園施設に警告の貼り紙を貼り出してはおりませんが、落書きをされる頻度の高い箇所については貼り出している箇所がございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。

もう一つの質問ですが、他の自治体では、地域でボランティア等により落書き消去活動を行う場合に、塗料や消去溶剤等の物品貸与を行っています。そのような貸与サービスを開始していただくことは可能でしょうか。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

一部の自治体におきまして、町会等に対してまちの美観確保等を目的に、公共物のほか、場合によっては市民等の所有する建物等への落書き消去活動においても、必要な塗料等の無償貸与や支給をしている事例があることは承知しております。

被害を受けた場所が公共物である場合には、その公共物の管理者や所管部署において、警察への通報や原状回復について対処することとなります。

一方、市民が所有する建物等に対する落書きの被害に関しましては、個人等民間の財産という観点から、本来その所有者や管理者が自ら御対応いただくことが適切でございまして、まずは本市における現状を把握するとともに、他の自治体の取組や課題等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4 番 埜田英伸議員 分かりました。

少し角度を変えた質問になりますが、北九州市はじめ幾つかの自治体では、落書き箇所を小学生などの子どもたちがアートに変えています。

写真資料 1 を御覧ください。

これは北九州市の公共の壁に描かれた落書きです。

写真資料 2 に変えてください。

今見ていただいた落書きの上に書かれたアートです。これは小学生と幼稚園児が共同で作成したものです。子どもたちの感想も、「みんなで力を合わせてきれいに塗ることができました。これから落書きが減って、ここを通る人がうれしい気分になってくれるといいなと思います」とか「鯨を描いたり、模様を描いたりして面白かった」と、様々な感想があります。犯人の心理からしても、この鯨の絵を見て、改心するのではないかと思います。

このような取組が学校教育現場でできないものかと思います。様々な賛否があると思いますが、御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和 5 年度、6 年度に、南池田中学校区の地域教育協議会が中心となり、落書きにより景観が損なわれていたはつが野遊歩道トンネルに、小・中学校の児童・生徒、大学生、PTA、教員がペンキで絵を描いたトンネルアートプロジェクトの例がございます。PTAの皆さんが中心となって、壁面の水洗い清掃とやすりがけを行い、南池田中学校の美術部員が大阪芸術大学の学生のアドバイスを得ながら、自分たちの考えたデザインを描きました。また、公募で集まった小学生が仕上げのスタンプを押すなど、大人と子どもが一緒になってトンネルアートに取り組んだと聞いております。

教育委員会といたしましては、例えば、地域の団体等が学校と連携してトンネルアートを作成することを希望し、その箇所の施設管理者の許可が得られる状況であれば、学校と調整することについては何ら支障がないものと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埜田議員。

○ 4 番 埜田英伸議員 御答弁ありがとうございました。

写真資料 3 を御覧ください。

今、御答いただきました南池田中学校区地域教育協議会が中心となり、はつが野遊歩道ト

ンネルに描かれたトンネルアートプロジェクトの実際の現場写真です。

写真資料を閉じてください。

こういった取組を市内全域で展開できればいいなと思います。もし地域から相談や要望があった場合、教育委員会からそういった調整や対応をしていただければ幸いです。どうかよろしくをお願いします。

ともあれ、市内全体での落書き撲滅対策を検討開始していただくことも要望します。

この項の質問を終わります。

次に、投票所での障がい者へのサポートについて質問させていただきます。

令和5年第3回定例会の一般質問において、障がい者の方々への投票所におけるサポートの強化を提案させていただきました。失語症の方や視覚障がい者などの方々をサポートするために、絵で見て分かるように、サポートを意思表示できるコミュニケーションボードの設置を提案させていただきました。すぐに対応してくださり、2024年9月の和泉市議会選挙から設置していただきました。障がい者当事者や御家族から助かっているという声をいただいております。本当に迅速な対応をありがとうございました。

その上で、さきに行われました参議院議員選挙において、新たな御意見をいただきましたので、質問させていただきます。

母子センター南交差点で挨拶立ちをしているときに、選挙権のある知的障がいの娘さんを持つお母さんからの御意見で、投票所入り口までは一緒に手をつないでいけるが、入場後はそれぞれ別の記載台で投票することになり、一緒にいてあげられなかった。それが原因で不安になり、不穏にもなった。横についてあげて一緒に投票できないかという内容でした。

そこで、まず、そういった場合の現状での決まりを教えてください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

行政委員会総合事務局長。

○ 森 博紀行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の森です。

期日前投票所を含む各投票所につきましては、原則として投票の秘密保持や選挙の公平性確保等の観点から、選挙人各個人で投票所への御案内をしております。

投票用紙記載台の1つのブースには1人ずつ御案内する必要があり、1つのブースで2人同時に記載いただくことや、投票に際し、選挙人の隣からお声がけされる行為も投票所内ではお控えいただいております。

しかしながら、議員御指摘の知的障がいの方へ付き添いながら投票する場合は、投票事務

従事者へ事情を説明いただき、やむを得ない事情があると判断した場合は、投票の秘密保持や投票干渉しないことなどに御留意いただいた上で投票することができます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 分かりました。

御意見いただいたお母さんの認識とは違うので、周知ができてないようにも感じます。

また、別の人からの御意見がありまして、意思は確かだが、少しの記憶障がい、メモを持って投票所に行かないと、自分の入れたい人に入れられない人がいます。しかも、両腕に障がいがあるので、自分の手でも書けないということです。

そういった場合はどうすればいいか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 行政委員会総合事務局長。

○ 森 博紀行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の森です。

御自身で書けない場合は代理投票の制度がございますので、選挙人のお申出により、投票事務従事者が選挙人の代わりに投票用紙への記載をさせていただくことができます。

代理投票を行う際に、選挙人の方から投票用紙に記載する候補者名等をお示しいたしますが、口頭や指さしによる方法のほか、事前に御用意していただいたメモ等の提示による方法でも可能となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 分かりました。

あともう一つ、別の方からの御意見で、投票所における候補者名の文字が小さくて、とりわけ高齢者の方は見えにくいので、文字を大きくしてもらいなどの方法を検討していただきたい。特に比例区は候補者も多いので何か工夫できないか、投票する人を決めていても、確認の意味で候補者名を見ると思うので、安心して投票できるようにしてほしいという内容です。

そのあたりの現状を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 行政委員会総合事務局長。

○ 森 博紀行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の森です。

参議院選挙の比例代表では、政党等の名称や名簿登載者の数が多く、記載台に掲示できるスペースには制限があることから、候補者名簿の文字については小さい表示となっております。

す。そのため、各投票所内において、記載台とは別の場所に文字サイズを大きくした候補者名簿を掲示しているほか、ルーペ、拡大鏡を備え付けておりますので、必要な場合には、お申出により使用していただくことができます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 御答弁ありがとうございました。

今回の一般質問の答弁調整を行う上で、メモ書きを持参してもいいことを障がい者御家族にお伝えしたところ、知らなかったと言われていました。また、比例区候補者名の文字の小ささへの対応として、記載台とは別の場所に文字サイズを大きくした候補者名簿を掲示していることや、ルーペを備え付けていることなども、投票所内で何らかの形で周知していただけたらと思います。和泉市内58か所にも上る各投票所での対応が若干ずれてしまうのは致し方ないことかもしれません。しかしながら、できるだけ対応がばらばらな感じにならないように、障がい者が投票する際の様々なパターンのガイドラインを作成して、投票事務従事者に徹底していただければ幸いです。

投票一つ取っても、障がい者や御家族の方が疎外感や寂しさを感じないような思いやりのある対応を今後もどうかよろしく願いいたします。

この項の質問を終わります。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員、失礼します。

埴田議員の一般質問の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時47分休憩)

○

(午後1時00分再開)

○ 関戸繁樹議長 午前に引き続き、一般質問を行います。

埴田議員の質問からお願いします。

埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 次に、未就学段階での学習障がい早期発見について質問させていただきます。

先日、いぶき野三丁目交差点で挨拶立ちをしてるときに、学習障がいのお子さんを持つお母さんから御相談、御要望をいただきました。その内容は、小学校に入学してから学習障がいと診断されて、対応に迫られて大変だった。就学前段階で早期発見することで様々な選択

肢や対応ができるので、そういった取組を和泉市として行ってほしいという内容でした。

そこで質問ですが、未就学段階での学習障がい早期発見することについての市の御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

発達や学習に関する課題は、早期に発見し必要な支援につなげることが重要であると認識をしております。現在、保健センターでは、主に発達の遅れや疾病の早期発見を目的として、3歳6か月児を対象にした乳幼児健診を実施しております。

議員御指摘の学習障がいは、言語理解や読み書き、数字などの特定の学習領域での困難さとして表れ、学齢期になって初めて顕在化することが多いため、乳幼児健診においてその発見を行うことは通常難しいのが現状でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

令和7年第1回定例会の一般質問で、公明党会派の大坪議員が5歳児健診の早期導入を要望しました。もし、学習障がいを義務教育入学前に早期発見するには、大坪議員提案の5歳児健診に追加項目として入れるのがいいと思いますが、御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

満5歳を迎える年中児を対象に実施する5歳児健診については、出産後から就学前までの切れ目ない健診の一つになると考えております。5歳児健診は学齢期前の健診であるため、学習障がいのみを発見することは難しいと考えておりますが、学習障がいは自閉スペクトラム症や注意欠如・多動症などの発達障がいなどを併発することが多いため、5歳児健診の目的である発達障がいの早期発見により、間接的に学習障がいの可能性のある幼児の発見につながると考えております。

現在本市では、5歳児健診の早期実施に向け、国や大阪府のマニュアルを踏まえた健診の在り方や課題整理を行っているところでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

仮に5歳児健診の実施により学習障がい疑いがあると判断されたお子さんには、本市としてどのように対応される予定かを教えてください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

学習障がいについては、早期発見と併せてその適切な支援が必要であると考えております。仮に5歳児健診を実施することにより学習障がいの兆候が疑われる場合には、学習面での困難さのほか、発達の遅れなども併せて確認し、必要に応じて発達育児相談や専門医の診察につなげることとなります。その結果を踏まえ、医療機関や療育機関との連携をはじめ、通園している保育園や幼稚園などと協力し、子どもの発達を促す環境づくりを進め、また、就学後の生活に円滑に適応できるよう教育委員会や学校とも連携を行うなど、継続的な支援を関係機関と連携して取り組むことになると考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 御答弁ありがとうございました。

学習障がいのお子さんを持つお母さんたちの集まりで様々お話を伺いました。うちの子は字がうまく書けない、定規で線を描くことができない、それに対して学校ではきれいに書けるまで何十回もやり直しさせられ、学校に行くのが苦痛になり、不登校になったと嘆かれています。教員の皆様も、子どもたちのことを真剣に思っているがゆえに一生懸命教えていることも、教員側の方々からも聞いています。小学校入学前に学習障がいの判定を受けていれば、御家族も教員の皆様も対応や接し方が変わると思います。大坪議員の要望を受けて、5歳児健診の早期実現に動いていただいている中で恐縮ですが、学習障がいの項目も入れていただくことを要望します。この項の質問を終わります。

次に、消防本部と避難行動要支援者情報の連動について質問させていただきます。

まず、質問に入る前に、先月の18日、大阪ミナミの道頓堀に面したビル火災で、活動中の大阪市消防局の消防隊員2名が殉職されました。この消防隊員2名は、逃げ遅れた人がいないかの人命捜索中に、内装の天井部材が焼け落ち、逃げ場を失い殉職されたと聞き、火災現場の恐ろしさを痛感するとともに、消防隊員が市民の命を守るため、使命と誇りを持って活動されていたものと敬意を抱きました。殉職されましたお二方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、和泉市の消防職員の皆様にも十分お気をつけて消防の責務を遂行していただきますよう切に願っております。

改めて、質問に入らせていただきます。

消防本部と避難行動要支援者情報ですけども、3年前の夏、交差点での街頭挨拶活動をしているときに、1人の女性から相談を受けました。息子が不慮の事故で大けがをし、重度の障がいが残ったが、今後の生活や人生をどのように支えていけばいいのかという相談を受け、その相談の中に、例えば火災が起きたとき、小柄なお母さんが大柄な息子さんをベッド上からどのように避難させるかとの相談もあり、令和5年の第4回定例会の一般質問において、そのときの現状としては、119番通報を受信した内容は消防無線や消防指令システムとして車両に積載しているタブレットへ情報を送信し、出場隊員に情報伝達している。しかし、要介護者の要介護度や障がい者の等級などの情報までは把握していないとのことでありました。

そこで、視覚障がいがあるとか、認知症の独り暮らしの高齢者であるとか、寝たきりであるとか、医療用酸素ボンベを携帯している等の要支援者情報があれば、人命救助にとって大変有効ではないかという視点から、消防本部と避難行動要支援者情報の連動について提案させていただきました。

今回、現状でどうなっているかの確認の意味も込めて質問させていただきます。その後の経過について教えてください。

○ 関戸繁樹議長 答弁。消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

消防本部としましては、まず事前情報の中でどのような情報が必要なのか、逆にどのような事前情報が現場でのそごを生むのか等の精査を行うとともに、同時期に福祉部では、和泉市避難行動要支援者システムの構築に動き出していたため、構築における業者との協議で消防からの要望も盛り込んでいただきました。また、システム内の権限を付与された情報支援担当消防職員だけが閲覧できるようにしてもらい、現在、要支援者情報を現場指揮隊へ伝達できる体制を整えているところでございます。

以上です。

○ 4番 埜田英伸議員 分かりました。

進めてくださり心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。和泉市の避難行動要支援者システムとの連携は、現場活動において大変価値のある連携だと感じました。

それでは、堺市の消防指令システムとの連動の面においてはどうなっていますでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

堺市の消防指令システムとの連動につきましては、この取組をするに当たって、当初から連動できないか、連動すれば、どのようなメリット、デメリットがあるのか等を調査し、検討を行いました。その結果、堺市の消防指令システム内の内容に合わせることで、災害出場の際は、現場タブレットで確認することができることが最大のメリットであります。しかし、堺市の消防指令システムに新しく取り込むには莫大な改修費用が発生すること、また、和泉市避難行動要支援者システムでは、個人の詳細な情報も本人の同意により把握していますが、消防指令システムではそこまで詳細に入力できないことが、連動したときのデメリットとなります。

そのようなことから、堺市の消防指令システムとの連動については、地図上の要支援者がいる場合は、丸の中に支援の援の文字のマークのみとなり、出場の際は、指令書のマークにより、本部で活動している情報管理員が和泉市避難行動要支援者システムを用いて現場指揮者へ後方支援として情報を伝達しています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 分かりました。

堺市の消防指令システムとの連動については、マークのみではあるんですが、現在の和泉市避難行動要支援者システムの最大のメリットを生かした連動であることがよく分かりました。

しかし、消防指令システムに取り込んだときのメリットもあると思われるため、今後の発展についてはどう考えていますか。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

議員御指摘のように、消防指令システムに情報を取り込んだ場合は、現場指揮隊等の活動隊がいつでも現場タブレット情報を入手できることとなりますので、今後は他市にはない和泉市避難行動要支援者システムの有効性を踏まえた上での消防指令システムへの取り込みによる連動に発展させられればと考えております。そのためには、今後も活動を検証し、活動に有効な体制の構築に取り組めます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 御答弁ありがとうございました。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

とにかくまずは進めていただいていることに感謝しかありません。このことをあのときのお母さんに伝えたところ、私一人の不安のために消防本部の方々が大変な中でも準備してくれて本当に恐縮しますが、本当にうれしい、うれしいと何回も言われていました。私も真剣に取り組んでくださる消防本部の皆様、隊員の皆様の親切さに対して尊敬の念が絶えません。要援護者とその家族に安心を届ける角度と消防団員の2次災害を防ぐ角度のこの取組がさらに進んでいくことを願っています。よろしく願いいたします。この項の質問を終わります。

最後の質問です。障がい者就労支援とチャレンジオフィスについて質問させていただきます。

私には、33歳年の差の親友と呼んでいる支援学校高等部3年生の友人がいます。彼には知的障がいがあります。彼との出会いは5年前、2020年、私の市議会議員選挙初出馬のときです。選挙の後援会リーフレットの私の顔写真を見た当時中学1年の彼が、何か感じる直感的な衝動に駆られたようで、この人に会いたいと言ってくださったようで、お母さんより電話をいただきました。それから私と定期的に会うことになり、いつも心待ちにしてくれています。私も彼からいつも元気をいただいています。5年前に、彼をはじめ支援学校に通うたくさんの方々に約束したのは、あなた方が就職するときには多くの選択肢がある状態を必ずつくっていきますということでした。いよいよ彼との約束のときが来年やってきます。

この5年間、私自身、約束達成のために様々な調査・研究をし、たくさん関係者と進めてきました。その中でも、4年前の一般質問で要望してきた市役所庁舎内の障がい者特別勤務室の設置の内容に力を入れてきました。知的障がい者及び身体的理由もしくは精神的理由、さらには諸事情で社会になじめないという理由により失職している方々への支援として、市役所に出勤して、当事者だけの特別な個別の勤務室を設置して、出勤者全員で作業するような仕組みを提案させていただきました。その特別勤務室は、隔離するというマイナスなイメージのものではなく、サポートが必要な方々を専門の指導員が見守りながら、また手助けをしながら、仲間同士で助け合いながら作業をするというような、障がい者にとって希望あふれる特別勤務室です。言わば庁舎内職業訓練です。

その結果、市長をはじめ職員の皆様の御尽力で、令和8年度よりチャレンジオフィスという名称で実現できることになりました。本当にありがとうございました。そのことを親友の18歳の彼に伝えたら、見学してみたいと胸を躍らせています。

このようなことは民間事業者がやるべきで、市役所でやる意味があるのかという意見もありましたが、このチャレンジオフィスが市内の障がい者や御家族にどれだけ希望を与えるか

想像してみてください。一時的ではありますが、和泉市の職員になれる道があるということが当事者の皆様にどれだけ希望が広がるかを。大阪府内では4番目に市レベルで開設される特別勤務室は、和泉市から大阪府へ、全国へ波動を起こすことは間違いありませんし、楽しみであります。

そこで質問ですが、来年4月開設のチャレンジオフィスの概要を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 答弁。市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

令和8年4月開設予定の（仮称）チャレンジオフィスは、障がい者市民を会計年度任用職員として有期雇用し、庁内業務を経験し、最終的には一般企業への就労へステップアップすることをめざして庁内に設置するものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

それでは、具体的には現状ではどこまでの内容が決定しているか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

進捗状況としましては、関係部署に対して5月に業務切り出し研修を実施し、7月に業務切り出しに関するヒアリングを実施したところでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

それでは、具体的にはどこの部局からどのような仕事を回していただけるのでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

業務の内容については現在調整中ですが、市民室及び福祉部の高齢介護室、障がい福祉課等と個別協議をしており、冊子類の印刷製本、郵便物の封入封緘、紙書類のPDF化、パソコンを使用したデータ入力等が候補に挙がっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

それでは、開設までのスケジューリング等、周知のタイミングや方法を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

大まかなスケジュールにはなりますが、予算要求の時期までには、各部局から依頼を受けて実施する業務、募集する人数、執務場所、必要な機材等の確定をしてまいりたいと考えております。また、令和8年4月開設のため、令和8年1月頃から周知開始、2月頃から募集を開始してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。

募集する人数という観点で質問ですが、採用する人数はどれぐらいを考えていますか。チャレンジオフィスに通勤する当事者と補助に当たる相談員のそれぞれを教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

確定ではございませんが、障がい者の採用人数は、週休日等が発生することも考慮して、3人から4人程度と考えております。また、支援する職員としては、社会福祉士等の専門職員1名の配置を検討しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。人数の比率は、休みなどを除き、出勤している人数ベースで3対1程度であることが分かりました。

それでは、有期雇用ということですが、期間などの内容を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

雇用期間につきましては、会計年度任用職員のため年度更新であり、最大3年程度と考えております。その他、雇用条件等は検討中です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。

考えられることとして、障がい等の影響で遅刻や早退や欠勤など、突発的なことが多く発

生することが予想されますが、そのあたりの予測や対応はどうお考えでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

本事業の実施に際しては、様々な障がい特性に対応していくことが必要であり、体調等の変化等に指導職員が目を配るなど、合理的配慮に努めてまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

年度途中退職や入職の仕組みはどのようにお考えでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

本事業の性質上、就職等の事由により雇用期間内に退職することは十分考えられますので、各部局からの依頼に基づき、一定量の業務を実施する関係上、空きが発生する場合には、年度途中であっても定員を充足させていく必要があると考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

期間終了と同時に一般企業への橋渡しはどうされますか。また、3年以上の期間延長などの希望はかなえられるものになるでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

障がい者職員が就職活動の段階になった場合、本市で既に開設している無料職業紹介事業や障がい者就労支援センターが就職活動のバックアップを行います。また、本市のみで支援を行うのではなく、地域の就労支援機関との連携を強めながら、一般企業への就職及び定着まで見守る体制を構築したいと考えております。

また、平成19年2月15日付、厚生労働省発出の成長力底上げ戦略において、障がい者のチャレンジ雇用期間が1から3年と示されていることから、本市においても3年以内で業務経験を積み重ね、一般企業への就職をめざすものと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埜田英伸議員 分かりました。

何もないゼロの状態からここまで進めていただけたことに、市民生活部はじめ職員の皆様には心の底から感謝しています。これからまだ詳細が決定していくと思いますが、一般の会計年度任用職員と違う形での遅刻・欠席の扱いなどを検討してあげてほしいと願っています。

その上で、最後の確認をさせていただきますが、和泉市役所として、一般職員は遅刻・欠席、また早退等の取扱いが現状ではどうなっているか教えてください。また、欠勤となった場合に、職員に何らかのペナルティーはあるか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

遅刻・欠席、また早退となる場合は、事前申請により年次有給休暇等を取得する取扱いとなります。

なお、年次有給休暇等を使い果たし、休暇取得できない状況で勤務しなかった場合は欠勤扱いとなり、給与を減額するほか、欠勤期間に応じて懲戒処分を行います。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埜田議員。

○ 4番 埜田英伸議員 分かりました。

チャレンジオフィスで雇用された会計年度任用職員が無断欠勤などをする可能性もあります。私が今まで市民相談等で知り合った当事者は、自宅から出勤するも、パニック障がいの影響で急に出勤に恐怖心が湧き上がり、夕方まで公園で座り込んでいた経験の方もいます。また、知的障がいが原因で、悪気はないのですが、出勤途中に寄り道をしてしまい、そのまま夜を迎えて捜索願が出た経験の方もいます。そういった方々への無断欠勤などに対して、情状酌量の余地として対応することは可能でしょうか。もしくは、条例化するべきでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

勤務した時間単位で給与を支給する方法などが考えられますが、詳細については、今後制度設計を進める中で検討したいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埜田議員。

○ 4番 埜田英伸議員 御答弁ありがとうございました。

冒頭にも述べましたが、民間でも行っている職場体験や就労支援もあります。しかしながら、和泉市民の一人として、和泉市役所で勤務できる枠が広がるから夢がある取組です。どうか開設後は採用枠拡充やさらなる新たな業務の抽出、また創出なども視野に入れていただきながら進めていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

以上でこのたびの一般質問を終わりますが、最後に申し添えておきたいことがあります。

今回の6項目の落書き撲滅以外の項目全ては、障がい者、高齢者とその家族への思いを込めたものでした。2日前の9月23日に母子センター南交差点で挨拶立ちをしているときに、70代後半の男性が声をかけてくれました。その方は、若い頃に左足を完治3年の大けがをして、障がいがある方でした。その方が私に言ったのは、私は片足をなくしましたが、一生懸命生きてきました。私の人生は残り僅かだから私はどうでもいいので、障がいのある子どもたちや若者たちが一生懸命生きようとするに対して、あなたは最大のパートナーになってあげてくださいと強く手を握って言ってくれ、泣きそうになりました。どこまでいっても、一人を大切にすることを決意してやってきましたが、さらに決意しました。

昨今、我が国の雰囲気は、人間を線引きしようとする風潮や区別・分別しようとする風潮が急速に加速しています。この地球上に生まれてきた人間は、どこの国とか、肌の色とか、東西南北とか、イデオロギーがどうか、障がいがあるとかないとかの前に、全員が平等にいただいた一つの命をもって一生懸命生きている隣人であります。一生懸命生きている人に対して、同じような分類の人だからとか、同じ線引きの外の人だからと、一緒くたに区別・分別されて差別されることほど見ててつらいものはありません。一生懸命生きる隣人を理解し、愛し、助け合う信念を持ってやってきました。今月で市議会議員になって5年ですが、これからもその信念を持って頑張っていく決意です。職員の皆様や諸先輩方、またいろいろな様々教えていただければ幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。



○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号21番・北川美穂議員。

(21番・北川美穂議員登壇)

○ 21番 北川美穂議員 議席番号21番・北川美穂です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの質問は4点です。

1点目は外国人に関する制度運用の公平性等について、2点目は太陽光パネルの環境負荷

と安全性対策について、3点目は放課後の校庭開放による子どもの遊び場づくりについて、4点目はGIGAスクール構想の検証とタブレット活用について質問をさせていただきます。

なお、今回の質問には、これまで他の議員さんも取り上げられてきた項目もあろうかと思いますが、どうか御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の外国人に関する制度運用の公平性等について質問をさせていただきます。

外国人に関する制度運用の公平性と地域の安定的な対応についてお伺いいたします。

この質問は、外国人を差別することを目的とするものではなく、制度の公平な運用と市民の不安解消のため、現状を正確に把握するものであることをあらかじめ申し上げておきます。

まず、全国的な状況について申し上げます。

産経新聞は令和6年8月19日、政府内部資料に基づき、7つの自治体における永住資格のある外国人の税金や国民健康保険の納付状況について報じました。それによりますと、ある自治体では、国民健康保険料の滞納率は、日本人世帯約9%であるのに対し外国人世帯は約28%、永住者世帯でも約29%であり、住民税の滞納率についても、日本人世帯約4%に対し外国人世帯は約20%、永住者であっても約18%と示されております。また、別の自治体では、国民健康保険料の収納率は、日本人が約96%、外国人全体は約78%、永住者に限っても約83%との報告もあります。

さらに、厚生労働省は、外国人世帯主の国民健康保険料収納状況が把握できる150自治体での収納率について、日本人を含めた全体の平均約93%に比べ、外国人が世帯主の場合は約63%にとどまることを明らかにしました。

令和5年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」においても、令和5年9月に外国人患者を受け入れた実績のある2,813病院のうち、18.3%の516病院で未収金が発生し、未収金のあった病院のうち、1病院当たり発生件数は平均3.9件、総額は平均で約49万6,000円、中には1件当たり1,800万円を超える事例も確認されております。

こうした数字が示すように、外国人住民の中には一定程度の未納や未収が存在し、出国されると追徴が極めて困難という制度上の課題もあります。市民の皆様からも、制度の公平性は大丈夫なのかという不安の声が寄せられております。

そこで、本市の状況と対応について、以下の点をお伺いいたします。

過去3年の本市における外国人の人数及び主な国籍の推移についてお示してください。

これ以降の質問につきましては質問席でさせていただきますので、御答弁のほどどうぞよ

ろしくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

それぞれ年度末の統計で申し上げますと、まず、外国人の住民登録者数でございますが、令和4年度は2,996人、令和5年度は3,349人、令和6年度は3,790人で、年々増加傾向にあります。

次に、主な国籍ですが、上位4か国で申し上げますと、令和4年度は韓国籍の方が791人、中国籍の方が699人、ベトナム籍の方が628人、フィリピン籍の方が162人、令和5年度は中国籍の方が783人、韓国籍の方が760人、ベトナム籍の方が711人、フィリピン籍の方が199人、令和6年度はベトナム籍の方が877人、中国籍の方が868人、韓国籍の方が741人、フィリピン籍の方が221人で、特にベトナム籍の方が増加傾向にあります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

令和4年度末から令和6年度末にかけて、外国人住民は約26.5%の増となっており、併せて国籍構成の入れ替わりと多様化も進んでいることが分かりました。

では次に、国民健康保険の現状について伺います。

本市における外国人の加入状況をお聞かせください。また、国民健康保険加入時の説明は多言語で対応されているかどうか併せてお答えください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

令和7年3月31日現在、被保険者数3万1,220人のうち外国人被保険者数は800人で、割合は2.56%となっております。

外国人被保険者等への説明、相談につきましては、イラストと外国語を併記したコミュニケーションボードや携帯型音声翻訳機を活用するとともに、国民健康保険制度に関する多言語対応のパンフレットを配布し、制度の周知、理解に努めております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。加入状況と多言語の周知体制は把握できました。

次に、本市の外国人世帯の国民健康保険料の収納状況をお伺いします。

また、先ほど申し上げました厚生労働省が公表した150自治体での国民健康保険料の収納率、全体約93%、外国人世帯約63%と本市の状況とに差異があれば、要因もお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

国民健康保険料の外国人世帯の収納率につきましては、日本人と外国人を区分した国等への報告は必要でないため本来統計はありませんが、国民健康保険の資格管理で必要となる在留資格等の情報と保険料の情報を突合し分析した結果、本市の令和6年度国民健康保険料の現年分の収納率は、全体が93.8%に対し、世帯主が外国人の世帯の収納率は78.1%となっております。

なお、厚生労働省が公表した収納率との差異の要因につきましては、他の自治体での詳細な状況を把握していないため分析できません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

全体93.8%に対して外国人世帯は78.1%、約15ポイントの差があります。全国平均よりは高いものの、制度の公平性を考えると、決して小さくはない差だと受け止めております。背景には、単なる滞納というより、言語の壁や生活基盤の不安定さがあると感じます。だからこそ、加入時の案内や早期の相談につながる工夫を通じて、この差を少しずつ縮めていく努力が必要だと思います。そして、こうした収納率の課題に加えて、制度の適正運用を確保することも重要な視点です。

次に、厚生労働省は平成29年から、在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度を試行的に運用しております。この制度は、身分や活動目的を偽って日本に在留する外国人が、国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける不適切な事案に対して創設された厚生労働省と法務局と連携した仕組みです。外国人の方が国保資格を取得してから1年以内に、例えば高額療養費や海外療養費、出産一時金の支給申請等があった場合で、自治体が在留資格の本来活動を行っていない可能性が高いと考えられる場合には、地方出入国在留管理局へ通知するというものです。

そこで伺います。本市において、この通知制度に基づいて地方出入国在留管理局へ通知し

た実績はあるのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

本市では在留外国人による不審な保険給付は見当たらないため、同通知制度による地方出入国在留管理局への通知実績はありません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 通知事案が見当たらないということで、まずは安心しました。今後も制度の適正さを保ちつつ、市民に理解を得られる運用をお願いいたします。

続いて、本市の市税滞納における外国人の割合、金額についてお聞きします。また、言語や文化の違いがある中で、どのように督促や滞納処分を行っているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

市税につきましては、居住地、資産、所得に基づいて一律に課税されるものであり、日本人と外国人とを区分する必要があることから、税務システム上も納税義務者にその区分を設けていないため、市税滞納における外国人の割合や金額等は把握しておりません。

なお、日本人、外国人を問わず、課税資料に基づき適正な課税を行い、納期限を過ぎても納付がない納税義務者に対しては、督促状や催告書等の文書を送付しております。それでも納付がない場合は、預貯金などの財産を調査し、滞納処分を行っております。

また、外国人の方が納付相談等のために来庁された場合には、付添いの通訳の方を通じて会話するか、携帯の翻訳アプリで対応しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

市税についても、日本人、外国人を区分せずに適正な課税、徴収が行われているということとは理解いたしました。

一方で、督促状や催告書が基本的に日本語で送られていると思われませんが、外国人住民にとっては内容が理解できずに、結果として放置してしまうリスクもあるのではないかと感じます。相談につなげるためには、例えば多言語の案内チラシを同封するなどの工夫も必要ではないかと思うので、御検討よろしくをお願いいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、財産がない場合や出国してしまった場合など、徴収が難しいケースも想定されます。そこで、財産調査の結果、財産がなく徴収が難しいと判断した場合、執行停止から不納欠損までの手続について、また市税及び国民健康保険料、それぞれの出国した外国人における不納欠損の件数についてお聞きます。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

まず、執行停止から不納欠損までの事務の流れでございますが、地方税法第15条の7の規定に基づき、滞納者に滞納処分をする財産がない場合や、その所在または滞納処分できる財産がともに不明である場合等の理由により徴収が困難と判断した場合には、徴収の手続を一時的に停止する執行停止を行います。執行停止後3年を経過した場合や時効が成立した場合には、納税義務は消滅し、不納欠損となります。

なお、市税の不納欠損の件数につきましても、税務システム上、納税義務者に日本人、外国人の区分を設けていないため、件数は把握しておりません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

執行停止から不納欠損までの事務の流れにつきましては、国民健康保険料につきましても市税と同様です。

なお、出国した外国人における不納欠損の件数については、令和6年度に不納欠損した国民健康保険料のうち、世帯主が外国人で、かつ現在の住所地が海外にある人の件数をカウントしたところ、5件となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

市税については区分がないため件数の把握は難しいとのことでしたが、国民健康保険料では、外国人世帯で出国による不納欠損が5件発生していることが確認できました。これは制度の公平性や市民の皆様の信頼に直結する課題であると思いますので、引き続き丁寧な管理と情報の周知をお願いいたします。また、不納欠損の背景には経済的困難や生活基盤の不安定さも考えられると思いますので、支援の充実も欠かせません。

そこで次に、生活保護受給や就労支援の状況について伺います。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

生活保護を受給している外国籍の方の人数、世帯数、過去３年間の推移をお答えください。
また、生活保護受給者への就労支援の方法、言語と文化の壁がある中での支援体制、そして実際に就労に結びついた事例についてもお答えください。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住・定住などの在留資格を有する外国籍の方につきましては、生活保護法の取扱いに準じた保護を行っております。その人数、世帯数につきましては、令和５年３月末で人数は158名、世帯数は130世帯、令和６年３月末で人数が159名、世帯数は129世帯、令和７年３月末で人数が143名、世帯数は122世帯となっております。

就労支援の方法といたしましては、今年度から就労支援を強化するため、就労支援に特化した４名から成る就労支援チームを新たに発足いたしました。就労支援チームにおきましては、担当ケースワーカーが支援対象とした者に対し、元ハローワーク職員の就労支援員と連携し支援を行っております。

言語と文化の壁につきましては、支援時に本人と面談し、日本語を話すことができるのか、読み書きができるのかなどの日本語の習得状況を確認し、外国籍の方でも求人している応募先に日本語の習得状況の条件を確認するなどし、就労に結びついた事例もございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

生活保護受給の外国籍の方は、この３年間で微減傾向とのこと、また就労支援チームなどの発足など、具体的な取組を進めていただいていることは心強く感じます。しかし、生活保護に至らなくても、就労機会や生活上の困難を抱えている外国籍の方にも支援が届かなければ、地域全体の安定にも影響すると考えます。

そこで伺います。まず、生活保護受給者以外の外国人市民への就労支援の状況について教えてください。

また、日本人市民と外国人市民が地域で暮らす中で、お互いの理解不足から様々な悩みやトラブルを抱えることも想定されます。こうした場合の日本人市民と外国人市民それぞれの相談窓口や通訳等の支援の状況をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

生活保護受給者以外の外国人市民に対しての就労支援についてはくらしサポート課で実施しており、在留資格の確認の後、日本語の習得状況や日本での生活状況、職歴等も聞き取りをした上で、求人紹介、あっせんを実施しております。また、くらしサポート課では、日本人、外国人を問わず市民相談事業を実施しており、相談内容に応じて法律相談や適切な相談先の案内を実施しております。

また、日本語の不自由な外国人の方が相談に来た際は、庁内の音声翻訳ソフトを活用するほか、高度な内容の通訳が必要な場合には、大阪府外国人情報コーナーや大阪国際交流センターの外国人のための相談窓口を案内するなどの対応を実施しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

外国人市民の方の滞納が生じる背景の中には、納付方法や仕組みが理解しづらいといった言語の壁、雇用の流動性や短期在留などによる生活基盤の不安定さ、そして文化的背景の違いなど、複数の要因が重なっているのではないかと感じております。だからこそ、納付しやすい環境づくりや早期に相談につながる工夫が必要です。

その一つの例として、名古屋市では、外国人市民の方へとして、督促状の意味や仕組みを英語、中国語、ベトナム語など多言語で解説するページを公式ホームページに設けております。和泉市でも、滞納した場合の流れを分かりやすく整理し、多言語で周知していくことで、正確な情報提供と早期相談の促進につながるのではないのでしょうか。外国人であっても、日本人であっても、平等に権利と義務を担うためには制度の適正運用が不可欠です。今後、外国人人口の増加が見込まれる中で、日本人を含めた滞納を生まない工夫、また、滞納が生じた場合でも円滑に収納できる工夫をさらに進めていただきたいと思います。限られた財源を有効活用し、また滞納者の減少によって、少しでも職員の皆様の負担が減るようにしていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

続いて、2点目の質問、太陽光パネルの環境負荷と安全対策について質問をさせていただきます。

政府は、再生可能エネルギーの導入を推進してまいりましたが、その中で太陽光パネルについては、設置から廃棄に至るまで多くの課題が指摘されております。電気料金に上乗せされる、いわゆる再生可能エネルギー賦課金の国民負担額は、平成24年の制度開始以来、累計

で約23兆円に達していると報じられております。さらに、令和7年度には、国民負担額が初めて年間3兆円を超える見込みであり、標準家庭でも年額およそ1万9,000円の負担になるとされております。こうした国民負担の増大に加え、設置される太陽光パネルの多くは海外製であり、国内産業や地域経済への還元が十分でない点も課題とされております。

また、我が国は災害大国でもあります。南海トラフ地震の発生が予測される中、設置後の水没や破損による感電・火災リスク、さらには将来的な大量廃棄の懸念など、全国的にも課題が顕在化しております。和泉市においても令和3年にゼロカーボンシティへの挑戦を表明し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざし、その中で太陽光パネルの普及を推進しております。

そこで1つ目の質問です。

和泉市における太陽光発電設備の家庭用、事業用の導入件数を教えてください。あわせて、公共施設への導入実績と効果についても教えてください。

○ 関戸繁樹議長 答弁。環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

初めに、市域における太陽光発電設備の導入件数につきましては、導入時に市への届出等が必要ございませんので、市としてその実数を把握しておりません。

なお、参考といたしまして、過去に市の単独事業で導入に係る補助事業を実施していた際の実績を申し上げますと、平成21年度から令和2年度までの12年間で、全て家庭用になりますが、補助金の交付件数は合計で1,846件となっております。また、現在、令和6年度から令和10年度までの5年間の予定で、国の交付金を活用した再エネ・省エネ機器設置補助事業を実施しておりまして、そのうち太陽光発電設備における令和6年度の補助金の交付実績は19件、うち家庭用が17件、事業用が2件となっております。

次に、公共施設の導入実績と効果でございますが、令和7年4月時点で、庁舎や消防署等の22施設に計328.5キロワットの太陽光発電設備が導入されておりまして、その効果といたしましては、年間約180トンのCO₂削減効果を見込んでおります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

市として市域の家庭用、事業用の導入件数は把握されていないとのことで、参考として市の補助事業に限って、太陽光発電設備の補助件数等をお答えいただきました。また、公共施

設での導入効果については、年間約180トンのCO₂削減効果が見込まれるとのことでした。

一方で、キャノングローバル戦略研究所は、日本が掲げている2050年の二酸化炭素排出削減目標を達成した場合、IPCCの計算に準じて考えると、気温は0.06度しか下がらないと公表しております。このことから、気候変動にどれほどの影響を与えているのかが不明確な中で、様々な課題を抱えたまま脱炭素を推進してよいのかという懸念が残ります。もっとも国の方針として進められている以上、本市だけでやめることは難しいと考えますが、安全対策については市として主体的に取り組むべき課題であると思います。

そこで伺います。太陽電池による発電設備は、破損や水浸した場合であっても、光が当たれば発電することがあり、破損箇所やケーブルに接触した際に感電する危険性があります。実際、令和6年の能登半島地震では、斜面設置型メガソーラーの崩落により道路が塞がれる事例や、崩壊した建物に設置されたパネルの発火リスクを設置者が把握していなかった事例も報告されております。災害時における安全確保とリスク情報の周知が大きな課題であることが明らかになりました。経済産業省の注意喚起にも、破損したパネルには近づかないこと、触らないこと、また、消防庁救急課の連絡においても、棒状での放水は水を伝わって感電する可能性があること等の注意が明記されております。

本市は補助金で太陽光パネルの設置を推進しておりますが、災害時の危険性や感電リスクについて、市民にどのように周知しているのでしょうか。また、市民向けに太陽光パネルの災害リスクを伝える仕組みとして、例えばホームページや広報いずみ、防災訓練などでの周知や啓発は行っているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

このほど議員との事前のやり取りの中で御指摘をいただきまして、本件周知につきましてはすぐさま対応が可能なため、他市の事例を参考といたしまして、先般、市ホームページに掲載したところでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 迅速に御対応いただきありがとうございます。

ただ、ホームページだけでは周知が限定的になる可能性もあると考えますので、ぜひ他の媒体も活用して周知を進めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

太陽光パネルの寿命は20年から30年程度とされており、環境省と経済産業省の推計によれ

ば、使用済み太陽光パネルの排出量は2030年代以降に急増し、年間でおよそ20万トンから最大50万トン規模に達する可能性があるとしてされています。ピーク時には、産業廃棄物の最終処分場が逼迫する懸念も指摘されています。

経済産業省、環境省によれば、太陽光パネルにはモジュールの種類によって鉛やセレン、カドミウム、ヒ素などの有害物質を含む場合があります、適切な廃棄やリサイクルを行う必要があるとされています。また、研究報告などでは、破損すると有害物質が漏れ出し、土壌や水質を汚染し、人体に被害を及ぼす危険もあることから、本来であれば管理型の最終処分場で処理すべきところ、適切に処理されていない懸念も示されています。

また、国ではリサイクル制度の義務化が検討されておりましたが、2025年8月の報道でも、政府が法案提出を見送り、費用負担の在り方など制度設計の課題を理由に義務化を断念したことが伝えられています。このままですと、制度が整わないまま廃棄の波が押し寄せる可能性があり、不安が広がっています。

さらに、帝国データバンクの調査によれば、2006年から2020年までの累計で、太陽光関連業者の倒産は541件、2020年は84件に上り、撤去・廃棄費用の確保が不十分なケースが将来的な放置や不法投棄リスクにつながる懸念が指摘されています。

そこで伺います。和泉市において設置された太陽光パネルの廃棄やリサイクルについて、事業者や所有者に対しどのような指導や周知を行っていますか。また、不法投棄や環境汚染を防ぐために、市として今後どのように備えていくのかお答えください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

現在、市では、補助事業の実施に当たりまして、申請等の手続において市民や事業者に関わりますが、その際に特に将来の太陽光発電設備の廃棄やリサイクルについて指導を周知することは行っておりません。

なお、事業者につきましては、各種関係法令の遵守はもちろんのこと、資源エネルギー庁が策定いたしました事業計画策定ガイドラインに基づき事業を実施することとされています。この事業計画策定ガイドラインには、企画立案、設計・施工、運用・管理、撤去及び処分に関しまして遵守が求められる事項及び奨励される事項、いわゆる努力義務について記載されているものでございます。

また、環境省では、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを公表しておりまして、それらを踏まえまして、太陽光発電設備の廃棄やリサイクル等が適切に行わ

れるよう周知を図っているところでございます。

また、不法投棄や環境汚染のリスクを防ぐ対策の一つといたしまして、国においては、10キロワット以上の設備を設置している場合で一定条件に該当する事業者に対しまして、将来の廃棄等に備えた費用を積み立てることを義務化しております。

今後は市といたしましても、補助事業にかかわらず、広く市民、事業者に対しまして、これらの内容について、市広報やホームページを活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいたように、国では10キロワット以上の事業用設備に対しては積立義務が設けられておりますが、家庭用の太陽光パネルは対象外となっております。そのため、この制度の枠組みだけでは、身近な住宅用パネルの廃棄リスクや処理費用の問題が抜け落ちてしまっているのではないかと懸念しております。最終的に影響を受けるのは市民であることを踏まえれば、市としても国任せにせず、市民向けの周知や相談体制を強化する必要があると考えております。

また、能登半島地震の被害調査報告では、太陽光発電所でパネルの落下の可能性がある地点が確認されております。国の傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインにおいても、急勾配の斜面崩壊、土砂流出に対する配慮が求められております。全国的にも、斜面やため池周辺などへの設置による災害リスクや生態系への影響が課題として指摘されております。

そこで伺います。和泉市においても、斜面や水辺など災害リスクの高い立地など、設置場所に関する規制や基準を設けているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

設置場所につきまして、太陽光発電設備だけを規制する条例は現在本市にはございませんが、各種関係法令に基づきまして規制等がなされているのが現状でございます。例えば斜面での設置の場合、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして、危険区域内では切土や盛土、立木地区の伐採などを行うときは知事の許可が必要であると規定されております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいたように、本市では太陽光発電設備だけを対象とした独自の条例はなく、現状は他の法令による規制に委ねられているとのことです。しかし、全国的には、各自治体が地域の実情に応じた特化条例を制定し、安全や環境保全に取り組んでいる例も増えてきております。

それでは、最後の質問です。地方自治研究機構の最新のまとめでは、市町村による特化条例は全国で315本確認されております。地域の安全・環境を守る立場として、本市においても独自の規制や条例を検討するお考えはあるのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

和泉市独自の規制や条例制定につきましては、以前、他の議員からも御意見をいただいているところでございますが、国による法律等の整備などの動向も踏まえまして慎重に検討する必要がありますことから、現時点で直ちに条例の制定を行うというのではなく、引き続き他市の事例等により効果等を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

ぜひ和泉市としても、市民への丁寧な情報提供や相談体制の整備、そして必要に応じた独自のルールづくりを含めて主体的に取り組んでいただきたいと強く要望し、この項の質問を終わります。

続いて、3点目の質問、放課後の校庭開放による子どもの遊び場づくりについて質問をさせていただきます。

このテーマについては前回の定例会でも質問させていただきましたが、その後も市民や保護者の方から、放課後に自由に遊べる場所がないという声が繰り返し寄せられており、これは一過性の意見ではなく、継続的で切実な課題であると深く受け止めております。

子どもの遊び場や体験の機会は、家庭の経済力や親の意欲に左右されてはいけないと考えます。習い事やスポーツクラブに通える子もいれば、そうでない子もおります。特に小学生にとっては、思い切り体を動かし安全に遊ぶことができる遊びの場は重要であり、欠かせま

せん。しかし、新たにボール遊びができる公園や児童館を各校区に整備するのは現実的に難しいのが実情です。だからこそ、既存の学校校庭を活用する校庭開放が最も現実的で効果的だと思います。市が主導して校庭を開放するという一歩を今こそ踏み出す必要があるのではないかと考えております。行政が責任を持って子どもの平等な育ちを守ることこそ公共の役割ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。放課後に自由に遊べる場所がないという市民や保護者からの声が繰り返し寄せられている現状を、市としてどのように受け止めているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 答弁。子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

こどもまんなか計画策定のために実施しました小学生保護者アンケートからも、子どもの遊び場や子どもの居場所のニーズは高いと認識しております。現在本市では、身近な地域で様々な子どもの居場所ができることを目標に、市民、地域団体、民間企業などが運営する子ども食堂などへの支援に取り組んでおります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

御答弁では、子ども食堂など地域の取組を支えているとのことでした。私も関わらせてもらっているのですが、それもととても大切だと思っております。ただ、放課後に自由に遊べる居場所としては少し違います。子ども食堂は月に数回開かれるものが多く、毎日の放課後に子どもが自由に遊べる場所にはならず、役割が違います。子どもが放課後に外で思い切り体を動かすことは、体力づくりだけでなく、友達との関わりを学んだり、人間関係を育てることにもつながります。こうした体験は子どもの成長に直結する大事なことだと思います。

一方で、前回の定例会でも、アンケート結果から、人と過ごす時間が少ないと答える子どもが一定数いることが分かっております。遊び場がなければ、ゲームやスマホに時間を取られるだけでなく、道路でボール遊びをしたり、危険な場所で遊んだり、事故やトラブルのリスクも高まります。だからこそ、市民や保護者の方から出ている放課後に遊ぶ場所がないという声に市としてしっかり応えていく必要があるのではないのでしょうか。

昨年の第4回定例会での答弁では、下校の安全確保に不安があるため、放課後の校庭開放は行っていないとのことでした。また、前回の定例会では、枚方市が登下校通知システムを

備えたＩＣＴツール、コードモンを活用し、安全性を確保しながら校庭を活用している事例を挙げ、ＩＣＴを用いた安全管理の検討を求めました。これに対して、ＩＣＴ機器を活用した子どもたちの安全確保に向けた取組の可能性について研究を進めてまいりますとの御答弁をいただいております。

そこで伺います。枚方市、豊中市、箕面市、高槻市、高石市では、市が主体となって校庭開放を実現しておりますが、和泉市で実現できない理由は何でしょうか。また、市一斉の校庭開放は難しいとしても、まずは公園が少ない校区や要望の強い地域からモデル的に試行することはできないのでしょうか。その課題について、市のお考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

直接各市にお聞きしましたところ、枚方市、豊中市、箕面市は市立の全小学校で、高槻市では小学校41校中20校で、高石市はモデル校として小学校1校で、放課後の運動場及び余裕教室等の開放を実施しているとのことでした。

なお、いずれの市においても、これらの施設開放事業は学校教育以外の行政施策として位置づけており、下校時の安全確保、見守り人員の配置、子どものけがやけんかなどのトラブル対応と多岐にわたる課題に対応する必要があります。また、学校行事との調整、事故等における保健室の利用等、学校とも教育活動以外に関わる調整が必要となり、その他保護者、地域等とも入念な調整を実施する必要があったとのかを各市からの聞き取りで把握してございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

御答弁では、様々な課題があることを御説明いただきました。確かに安全確保や学校との調整など、難しい点があるのは理解しております。しかし、課題があるからといって立ち止まっていたのでは、子どもたちの放課後の居場所はいつまでも確保できません。他市では、同じような課題を抱えながらも、工夫しながら一步を踏み出しております。和泉市としても、できない理由ではなく、どうすればできるのかという視点で、実現に向けた具体的な道筋をお伺いいたします。市のお考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

校庭開放を含む放課後の子どもの遊び場や居場所づくりについては、さきの答弁のとおり、実現に向けての検討課題が多々あるとともに、関係部署が複数あることから、こどもまんなか計画推進のための庁内会議の中で、課題整理や先行的な取組について研究してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁では、庁内会議の中で研究するとのことでした。ですが、検討にとどまっている間にも、子どもたちの成長は待ってくれません。放課後に安心して遊べる場は、体を育て、仲間と関わり、社会性を身につけるために欠かせないものです。それがないままでは運動不足や孤立、そして道路など危険な場所での遊びといったリスクが広がる一方です。他市が同じ課題を抱えながらも踏み出している以上、和泉市でできない理由にはなりません。和泉市でも、まずは校区内にボール遊びのできる公園がない地域からモデル的にも校庭開放を始め、子どもたちに安全で平等な遊び場をつくることを強く要望し、この質問を終わります。

続いて、4点目の質問、G I G Aスクール構想の検証とタブレット活用について質問をさせていただきます。

国は令和元年12月にG I G Aスクール実現推進本部を設置し、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想を推進しており、教育現場にもi P a dなどのデジタルデバイスが導入されております。この取組は、I C Tを活用して全児童・生徒が公正に教育を受ける権利を享受し、情報化社会に必要なスキルを身につけることを目的とされております。

和泉市でも令和2年度から、国のG I G Aスクール構想に基づいて1人1台のパソコンが導入されました。I C Tを活用した学びは、これからの社会で必要な力をつけるために大切だと理解しております。導入から5年目がたった今、改めてお伺いいたします。

和泉市ではこの端末を使って子どもたちのどんな力を育みたいと考えて導入されたのか、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 答弁。教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和2年度におけるG I G A端末の導入につきましては、当時の新型コロナウイルス感染症対策として、国がG I G Aスクール構想を加速度的に推進したことが背景にあります。現

在の教育に求められる姿としましては、一斉授業や形式的平等主義による一律一様の教育、人材育成ではなく、探求力を重視し、子どもの主体性を発揮させる個別最適な学びなど、多様性を重視した教育、人材育成が求められております。

G I G A端末は、あくまでも子どもの成長を促す手段、文房具の一つになるような役割を担うことが大切であり、適正な学習用アプリの活用やプログラミング教育を含めた情報活用能力の育成、オンラインによる不登校等の児童・生徒への支援などを実施することで、I C Tを活用した児童・生徒の資質・能力の育成が重要であると考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。育みたい力について分かりました。

それでは、G I G A端末の導入により実際にどんな効果があり、またどんな課題があると把握されておりますか、お聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

G I G Aスクール構想の第1期に当たる令和2年度から令和6年度の実施の効果としましては、従来の紙を使った授業がアプリを利用しモニターに提示する授業となったり、A Iドリルを利用した学習の場面も創出することで、デジタルを利用し、慣れるということについては展開できたものと分析しております。

一方、デジタル教材の活用について、学校間で差が生じていたり、従来の一斉授業の形からの脱却、子どもが中心の学びへの転換については今後の課題と認識しており、専門家を学校に派遣するなどにより、学校間格差の是正やI C Tを活用した授業改善の推進等を実施しているところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

G I G A端末を子どもたちが使いこなし、学びに役立てていくこと自体はとても望ましいことだと思います。ただ一方で、保護者の立場からは、健康面への影響を心配する声も多く聞かれます。教育委員会として、こうした健康面への影響について把握しておられるのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

端末の長時間利用が子どもたちの健康に与える影響につきましては、一般的に視力の低下やドライアイといった目の健康問題、生活リズムの乱れによる睡眠不足、姿勢不良といった運動機能への影響が懸念されております。本市教育委員会へも、学習場面以外における利用や長時間利用による健康面への影響について心配する声を保護者等からいただいております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

私のところへも保護者の方から、学校のタブレットでユーチューブばかり見ている、夜遅くまで触っていて生活リズムが崩れている、長時間の使用で視力が心配といった声が届いております。せっかく学びのために導入したものが、逆に子どもたちの生活や健康を乱しているのではないかと、それならむしろ家に持ち帰らせなくてもよいのではないかと、そうした声が届いております。

そこで、家庭への持ち帰りはそもそも何のために行っているのか、その目的をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

G I G A端末を家庭へ持ち帰る目的としましては、デジタル教材やデジタルドリルなども活用し自主学習や予習・復習を行うこと、探求的な学習の中でインターネット等から情報収集したり、調べた内容をプレゼンテーションソフトでまとめたりすること、リコーダーの演奏や音読、スピーチを動画で撮影し、課題として提出すること、連絡帳の代替として使用することなど、様々な家庭学習において活用するためです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

目的は分かりました。今御答弁いただいた本来の目的でG I G A端末を使用することは理解できると思います。

しかし、小・中学生の子どもたちにとって、端末は学習以外にも使える魅力あるツールであり、現状として、本来の目的を超えて過度に使用してしまうケースもあります。海外では既に見直しが進んでおります。スウェーデンは、長時間のスクリーン利用が睡眠不足、学力

低下、心身の不調、依存を引き起こすことが研究で示され、時間制限を設けております。国として、年齢ごとの使用時間の目安を定め、就寝前の使用禁止や寝室への持込み禁止を勧告しております。海外だけでなく、国内でも既に深刻な結果が出ております。仙台市教育委員会と東北大学が行った調査では、通信アプリの使用時間が長いほど学力が下がる傾向が示され、成績に直接影響する可能性があることが報告されております。和泉市も学力向上に力を入れておりますが、これは本市の子どもたちにとっても起こり得る現実の問題であり、決して他人事ではありません。

さらに、国内では、実際に利用制限を導入している自治体もあります。石垣市では、夜間は利用できない設定を行い、家庭でもルールを考えることができるように、ルール例を示した資料を公表しております。渋谷区では、時間割機能で利用時間を制限しており、小学生は8時から16時、中学生は8時から17時、夏休みは20時までと利用制限をしております。練馬区ではインターネット接続を6時から22時までに制限し、品川区でも同様に夜間は利用できないように設定しております。

和泉市でもタブレットの使用時間や家庭での利用制限について見直しや工夫を考えていく方針があるのか、お聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

本市においては、G I G A端末を導入する際に学習用パソコン活用ルールブックを作成し、児童・生徒に対しては、ルールを守り、学習用パソコンを安心・安全・快適に活用するよう説明するとともに、保護者に対しましては、家庭へ持ち帰る場合は使用時間の約束を決めるなど、使い方確認の協力を依頼しております。

具体的には、家庭で使う場合のルールとして、家の人と相談して利用時間を決めること、寝る前の30分間はパソコンを使わないこと、学習用パソコンと自宅のパソコンやスマホなどは絶対に接続しないことを指導しております。また、健康のための注意事項として、正しい姿勢で、部屋を明るくし、画面に近づき過ぎないように気をつけること、30分に1回は遠くの景色を見るなど目を休めることなどについて指導しております。これらのルール確認や注意喚起につきましては、各学校において定期的に発達段階に応じて行っております。

現在本市ではG I G Aスクール構想第2期として、順次、新たな1人1台端末の更新を進めておりますが、各学校に対しましては、新しい端末の使用についての説明に加え、改めて家庭で使う場合も含めた活用ルール等の確認を行っていく予定でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁で、ルールブックや学校での指導については理解いたしました。しかし、私が本当に伺いたかったのは、既に海外や国内の自治体で導入されている利用時間の制限や新しい仕組みを踏まえ、和泉市としても現状のままでよいのか、それとも見直しを進めていくのかという姿勢です。保護者からは、夜遅くまで使ってしまう、視力が心配など、切実な声が届いております。現状維持では解決できない課題がある以上、一步踏み込んだ改善や工夫を進めることは必須であると強く申し上げます。

そして、もう一つ大切なのがネットリテラシー教育です。タブレットやスマートフォンは便利な反面、SNSトラブルや犯罪被害のリスクもあります。児童・生徒へのネットリテラシー教育は、どの学年でどんな内容をどのくらいの時間をかけて行っているのか、現状と今後の方針を伺います。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

情報モラル教育の現状としましては、学習指導要領によって、小学校、中学校の全段階で位置づけられております。低学年から基礎的なルールを教え、学年が上がるにつれて、より具体的な問題やリスク管理について学んでいく構造です。小学校の低学年では、情報機器やネットワークを安全に利用する基本ルールとして、例えば知らない人と話さない、困ったときは周りの大人に相談するなどの内容を扱います。中学年では、ネット利用の危険性や思いやりのある言葉でコミュニケーションを取る大切さを、高学年では、個人情報保護として、名前や住所などをむやみに公開しないこと、SNSやオンラインゲームでの適切な対応、ネット上のトラブルの予防など、未成年が巻き込まれがちな問題について事例を取り上げます。時間配分としましては、総合的な学習の時間や特別活動、道徳の時間に組み込まれる形で年間数時間確保し、指導しております。

中学校におきましては、1年生で情報モラルの基礎知識として、個人情報の保護と適切な使用、ネットでの言葉遣いを、2年生でネット上のいじめや偽情報に対する対処方法等、3年生では、サイバー犯罪防止としてのフィッシング詐欺や不正アクセスについてやネット依存の問題を考えるなどに取り組み、時間配分としましては、技術・家庭科の技術分野や、道徳の授業、総合的な学習の時間に組み込まれる形で、年間10時間程度指導しております。

そのほか、小学校5年生と中学校のいずれかの学年において、警察、または少年サポートセンターによる非行防止教室をそれぞれ1時間実施しております。その中で、ネットいじめや誹謗中傷の危険性、SNS利用の危険性などに触れるとともに、ネットやSNSの適切な利用方法等、発達段階に応じた内容を指導しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

御答弁で、学習指導要領に基づき、全学年で情報モラル教育が行われていることは理解いたしました。しかし、現実にはSNSトラブルやネット依存などの問題が身近にあって、保護者からも、学習以外での利用に困っている、長時間使用で生活が乱れているといった声が届いているのが現状です。

ICT教育は必要ですが、大切なのは、子どもたちがデジタルを主体的に使いこなすことであって、決してデジタルに振り回されないことです。私たち大人でさえ、スマホやタブレットの使い過ぎをコントロールするのは簡単ではありません。まだ自制心の育っていない子どもにとってはなおさら難しく、保護者も四六時中そばで見守れるわけではありません。家庭から持たせるスマホであれば、保護者が制限をかけて渡すことができますが、市が配布しているタブレットは、現状として十分な制限がかかっておらず、子どもが自由に使ってしまう現状です。実際に授業中にユーチューブを見たり、ゲームをしている生徒がいるのも現実です。

だからこそ、本来の導入目的に沿って、子どもたちの学びを深めるための道具として正しく活用できるよう、市としても具体的な制限や工夫を講じる責任があると思っております。子どもたちが健やかに成長できるよう、タブレットを持たせている市が責任を持ってしっかり改善を進めていただきたいと強く要望し、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号22番・小林昌子議員。

(22番・小林昌子議員登壇)

○ 22番 小林昌子議員 小林昌子です。一般質問を行います。

今回の質問は2点です。1点目は、和泉市内における公立・民間の幼稚園・保育園及び小・中学校における防災（ソフト・ハード面から）について、2点目は、ヤングケアラーに

ついてです。

それでは、1点目の和泉市内の公立及び民間の各施設における消防の立入検査について、過去2年以上、3年以上、4年以上、連続して指摘を受けた対象施設があれば、おのこの施設名と指摘事項をお聞きいたします。加えて、逆に、2年以上、3年以上、4年以上、連続して同様の指摘を受けていない施設名もお聞きいたします。

この後の質問は質問席から行います。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 答弁。消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

和泉市内の小・中学校における立入検査にて指摘を行った後、2年、3年、4年以上の間、改修が見られない状況でございますが、まず、指摘後4年が経過し対応がなされていない学校は4つの小学校があり、内訳としては、光明台北小学校の屋内消火栓、鶴山台南小学校の屋内消火栓、自動火災報知設備、鶴山台北小学校の屋内消火栓、自動火災報知設備、幸小学校の屋内消火栓、自動火災報知設備です。

次に、3年が経過し対応がなされていない学校は5つの小学校があり、内訳としては、青葉はつが野小学校の自動火災報知設備、国府小学校の自動火災報知設備、信太小学校の屋内消火栓、自動火災報知設備、北松尾小学校の屋内消火栓、池上小学校の屋内消火栓でございます。

最後に、2年が経過し対応がなされていない学校はございません。

なお、残る小・中学校、義務教育学校19校に加え、公立の保育園・幼稚園の11施設も含めた合計30施設については、指摘後2年以上の間対応がなされていない施設はありません。

また、民間の保育園・幼稚園、認定こども園等の31施設のうち、現在その対応状況を確認中でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。

民間の保育園・幼稚園、認定こども園等の31施設のうち現在対応状況を確認中との御答弁でしたが、消防は立入検査をして、その結果を施設に報告すれば、その後の施設の対応状況については次の検査まで何もなされていないのですか。また、公立の施設については、指摘後2年以上対応がなされていない施設はないとのことでしたが、2年未満もあるということ

なのか確認いたします。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

確認ができ次第、情報提供をさせていただきます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。

民間の保育園・幼稚園、認定こども園等の31施設については現在その対応状況を確認中のことでしたが、確認ができれば、その内容について情報提供をお願いできるのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 再度お願いします。消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

繰り返しの答弁になりますが、確認ができ次第、情報提供をさせていただきます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 多くの施設の消防設備については、現在、指摘事項はないということは確認できました。しかしながら、5つの学校で指摘後3年が経過しているにもかかわらず対応ができていない、また4つの学校では指摘後4年も経過しているのに対応ができていないことについては、にわかには信じ難く、非常に問題であると指摘せざるを得ません。

和泉市として、大事な子どもたちが過ごす空間には安全の確保が必須義務と考えます。消防設備が完備できていないこの状況について、担当課はどのように分析し対応をしておられるのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

消防設備の不備への対応については、施設の老朽化に伴い指摘事項が増加傾向にあるにもかかわらず、大規模な改修を要する対応については、過去には多くても年一、二件程度の対応にとどまったことにより、その指摘箇所が累積し、多くの議員から指摘を受けていたのが現状でございます。

このことから、近年の対応としましては、消防の立入検査の結果を踏まえ、速やかな対応

を大原則に、指摘事項の解消に努めているところです。直近3か年における消防防火設備の改善に係る取組としましては、消火器や誘導表示など消耗品の取替えや小規模修繕は速やかな対応を行うこととし、大規模な改修を必要とする工事についても、令和5年度では中学校3校、令和6年度では小・中学校4校で、今年度、令和7年度でも小学校4校で、自動火災報知機、消火栓、防火扉などの消防防火設備関連の改修工事に取り組み、これまで以上に対応スピードを上げて取組を進めてきました。

次に、来年度、令和8年度におきましても、5校の消防防火設備関連の改修工事の実施を計画し、現在その設計業務にも取り組んでいるところです。残る指摘事項への対応も、その対応手法について関係部局と相談しているところで、令和9年度には全ての指摘事項の解消を予定しています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 御努力いただいていることは感謝いたします。

しかし、本来、大切なお子さん方が活動する現場は安全であって当たり前だと私は考えております。その点については、予算もあるとはいいながら、何よりもお預かりしているお子さん方の命に関することには私は最優先で取り組むべきだと思っております。にもかかわらず、予算の関係だと私は思いますけれども、1年、2年先になるというのは、どのような状況でそのような考えになっているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

消防防火設備の改善につきましては、児童・生徒の安全を確保する重要な取組であると認識しています。つきましては、近年においては、校舎、体育館の空調整備や大規模改修工事に取り組む中においても、消防防火設備の改修工事についてもペースを上げ、可能な限りの早期改修に努めてきました。現在残っている学校9校のうち2校については、約2年程度不備が継続する形になりますが、その間におきましても、そのまま放置するのではなく、職員室にある緊急警報装置、校内放送の活用や可搬ポンプを学校に備えるなど、暫定的な代替策について、関係課と協議することとしております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 御努力をいただいているというのは分かりますけれども、私はやは

り優先順位を、何よりも子どもの命を大切にするんだという哲学があれば、何をおいてもお預かりをしているお子さん方の安全に関しては最優先で取り組むべきだと思います。

でも、ここでいろいろ議論しても対応にはなりませんので、次の質問にまいります。

過去において多くの指摘事項について放置されていた状況に関して、意識的に危機感を持って取り組んでいただいていると認識をしております。ただ、何度も指摘することになりますが、子どもたちを預かる場所で安全確保については、何をもっても優先すべき事項であると私は考えます。空調整備など様々な施設対応を実施しているところであることも認識をいたしております。

それでは次に、消防設備の改修に関しては多くの費用が伴うものと思いますが、消防関連の器具に対する支援制度についてお聞きいたします。

まず、公立の施設が消防関連の器具を購入、設置するときに活用できる国等の支援制度についてはどのようなものがあるのか。また、その活動実績をお示してください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

公立の各施設に係る支援制度でございますが、消火器など小規模な器具等の購入、小規模な修繕に対する国等の支援制度はございません。ただ、大規模改修等に併せて実施する消防設備の改修工事については、保育園に対する支援制度はありませんが、幼稚園、小・中学校、義務教育学校については国の交付金を受けることができ、国基準額となりますが、工事費等の約3分の1が交付金対象となっています。

なお、近年の実績としましては、令和4年度で小学校1校、令和5年度で中学校3校、令和6年度で小・中学校4校において国の交付金を受け、改修工事を実施しています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 実績について、各年度の学校名と工事内容、交付金額についてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

近年、消防防火設備の改修工事において補助金交付を受けた対象校については、令和4年度の1校は、和気小学校の防火設備改修工事で、交付金額は618万4,000円です。令和5年度の3校は、北池田中学校、光明台中学校の消防防火設備改修工事、石尾中学校の防火設備改

修工事で、交付金額は3,312万3,000円です。令和6年度の4校は、いぶき野小学校、南池田小学校、郷荘中学校の消防防火設備改修、黒鳥小学校の防火設備改修工事で、交付金額は4,291万4,000円です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。

私立の施設が消防関連の器具を購入、設置するときに活用できる支援制度とその活用実績についてもお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

私立の保育所、認定こども園等の場合は、消火器など小規模な器具等の購入に係る補助制度があり、実際に購入した金額に対し1施設当たり最大で年間16万円を上限に、民間園に対し補助金を交付しています。

近年の活用実績としましては、令和4年度は22施設、令和5年度も同じく22施設、令和6年度は24施設となっており、多くの施設が上限額である16万円の交付を受けております。また、公立施設と同様に、改修や大規模改修等と併せて実施する消防設備の改修も補助対象とすることができ、国基準になりますが、工事費等の約4分の3を補助することが可能となっています。

なお、近年の実績としましては、令和4年度に私立保育所1施設、令和5年度に私立認定こども園1施設について、自動火災報知機設備等の設置に対して補助を行っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 公立、私立での消防設備に関する補助制度を確認いたしましたが、公立施設に係る消防設備の整備に関しては、小規模な対応については補助金の制度がないものの、大規模改修となる場合については補助金制度があるとのことでした。

それでは、これまでの質問の中で、5つの学校で指摘後3年が経過している、また、4つの学校では指摘後4年が経過しているとの答弁があり、令和9年度中に指摘事項の解消がなされるとのことですが、仮に今の状況を改善するには、全体でいかにどの金額が必要かお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

消防施設に関する改修費用については、その内容によって異なり、現時点で全体の見込みまで算定できていませんが、現在、来年度における小・中学校5校の消防防火設備関連工事の実施に向け、設計業務に取り組んでいるところです。

その改修工事の費用については、現在設計中ではありますが、過去の実績からしますと1億5,000万円程度必要と考えており、補助金については、国の基準額がありますが、その3分の1を見込んでいます。

なお、令和9年度予定分も、施設の老朽化状況に応じることになりますが、約1億円程度の費用は必要になるものと考えています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 私は、大阪府内の他市の状況を時間がなくて調べることはできておりませんけれども、それぞれの自治体は和泉市と同じだけの制度で運営をしていると思います。和泉市として、この分野でトップランナーというか、ほとんど施設の改修がいつも指摘されないというような自治体をお知りでしたら、参考のために伺いたいんですが、急な質問で分からなければまた後で結構ですが、お答えいただけたらありがたいんですが、お聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

ただいま御指摘いただいた内容は把握できてございません。また分かり次第、資料を御提供させていただきたいと思います。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。一つ仕事を増やして申し訳ないと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

これまでの質問で、消防からの指摘事項は令和9年度には解消されると、その解消に当たっての費用と、大規模改修であれば補助制度を活用できることも確認をいたしました。今後、事業の遅延がないよう取組をよろしくお願いいたします。

それでは次に、ソフト面の質問をさせていただきます。

防災のソフト面、避難訓練のことについてお聞きします。

保育所等でも消防法に基づいた避難訓練を行っているとお聞きしていますが、避難訓練は年間で何回実施されていますか。また、保育所等は避難訓練計画に基づき実施されていることかと思われませんが、担当課は公立、民間ともに実施された内容まで把握されているのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

本市の公立園では、消防法に基づく避難訓練として年2回、それ以外の避難及び消火等の訓練として年10回の合計年12回を消防計画に基づき実施しています。また、公立園での具体の取組としては、地震、火事に係る避難訓練、不審者対処訓練などを実施していることを把握していますが、民間の保育園等における避難訓練の回数、実施内容については把握しておりません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございました。

私の勉強不足で、民間の保育園等における避難訓練の回数、実施内容については把握していないということですが、これはやっぱり府との縦割りの関係で、市は分かっているけれど府が把握しているというふうに考えたらいいか、またそのあたりのことを教えていただけませんか。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

民間園での避難訓練の内容等については、認可権限を持つ大阪府及び広域事業者指導課が指導監査等により確認していることから、現在のところ把握はできておりませんが、今後、訓練の内容等を把握する方法について、民間園や大阪府等と調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございました。

所管は違ったとしても、和泉市の住人の方が多く通ってきていただいているところだと思いますので、ぜひ、責務ではないとは思いますが、和泉市が市民により深く関わっていただけますように、御答弁をいただいたようにしていただきたいと強く願望いたします。

次の質問にまいります。

民間の保育園等における避難訓練の回数や内容については把握していないとのことですが、民間園の情報を把握していないのかお聞きします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、民間園での避難訓練の内容等については、許可権限を持つ大阪府及び広域事業者指導課が指導監査等により確認していることから、現在のところ把握はできておりませんが、今後、避難訓練の内容等を把握する方法について、民間園や大阪府等と調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。すみません、お時間を無駄にいたしました。

では次に、保育所では、自分で歩けない年齢の子どもたちもいますが、災害時における対応は通常勤務の職員体制で行うのか、また、異なる対応を準備しているのか、その内容についてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

災害については、いつ発生するか分からないものであり、災害に特化して職員を配置することはしておりませんが、通常の訓練の中で、歩けない子どもたちを避難させる形として、特にゼロ・1歳児クラスの園児に対しては大型ベビーカー及び避難車に乗せ、または保育士が抱えるなどして、複数の園児を安全に移動させるというような形を想定し、訓練をしているところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 現状は分かりましたけれども、自分で避難することができないような年齢の方たちを多くお預かりしている施設にとっては、子どもたちの命に万に一つのことがあるといけないから、スタッフだけで、災害の程度によろと思いますけれども、必ずしも対応できる状況がいつもあるとは限らないと私は感じました。大事な市民の命に関して、幸いにもここの和泉市の役所にはたくさんの職員の方がいらっしゃいますので、災害のレベルによりますけれども、園だけで対応するのではなく、行政も共に市民を守る、子どもさん

たちを守るという意味合いから、共同で対応できるような仕組みも考えられないことはないと思います。

私も他市の事例を、これから情報を取りたいと思いますけれども、和泉市として、今の状況ではなく、当該の園に何らかの形で職員さんを派遣するというような方向も考える余地はないのか、見解をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 答弁。はい、教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

避難訓練については初期対応の訓練をしているところでございますけれども、実際、災害が起こって、施設等に障害が起こった場合には速やかに教育委員会の事務局に連絡するような連携体制を取ってございます。ですので、実際に起こった場合には、当然、職員が園に向かう等の対応は必要であるという認識をしております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。

通告しない質問で申し訳なかったですけれども、そしたら園としては、職員さんが何人か、今ここで人数は聞きませんが、助っ人として来てくださるというふうには認識をされているのですね。確認です。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

当然、園等の災害に係って職員等の手助けが必要になる場合には、こちらにいる職員が対応に向かうという認識でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。

園によっては遠慮をして、役所のほうに連絡を控えるというものもあるかも知れませんので、全ての園で子どもさんたちの命を守るために、ここにおられる職員さんが活動をして、子どもたちの大切な命をさらに温かく守れるような仕組みをぜひ構築していただきたいと思います。

次の質問にまいります。

保育所等では消防法に基づく消防訓練を実施しているとのことですが、消防訓練には消防

職員は参加されているのか。また、参加されている場合、意見等はされているのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

消防法に基づく消防訓練を実施していただく場合、年2回のうち1回は消防職員も参加させていただき、一通り訓練を見させていただいた後、指導やアドバイス等をさせていただいております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。

勉強不足で申し訳ございません。消防法に基づく消防訓練という御答弁でしたが、普通の訓練と消防法に基づく消防訓練の差異はどこにあるのですか。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

消防訓練については、消防に通報した後、1回は必ず実施するという決め事がありますので、消防職員も訓練に参加させていただいているというところになります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 すみません、突然の質問で。

また、今の御答弁を私なりに理解いたしますと、消防に必ずしも連絡するのではなく、各園が自主的に訓練をする場合ではないけれども、義務として定められた訓練については、消防がその場に参加していただいて助言などをする、感想などを述べる、そのようなことの理解でよろしいですか。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

議員御指摘のとおりでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございました。

最後に、ただいま御答弁いただいた指導やアドバイスに関して再度お聞きいたします。

指導やアドバイスについては口頭なのか書面なのかをお聞きするとともに、その指導に対する対応については書面で提出を求めているのか、報告までは求めているのか、現状をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

消防訓練に対する指導やアドバイス等につきましては、現場で実施するため、口頭で行うものです。また、あくまでも訓練に対する指導、アドバイスですので、書面等の報告までは求めておりませんが、その場で改善を促すように対応しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 今までその方法でされてきて、さしたる支障はなかったとは推測いたしますけれども、私はやはり行政がしたことは書面に残すべきだと考えております。そのときに空間を共有しなかった方も、その後の人たちがその履歴を見ることによって、現場に立ち会わなくてもその場の状況を想定し、自分の役割も含めて考えることができると思いますので、今後は、今のやり方を否定するわけでもありませんが、できるだけ書面に残していただきたいなということを希望いたします。

続きまして……

○ 関戸繁樹議長 小林議員、恐れ入ります。次の項目に移られる予定ですか、今から。

○ 22番 小林昌子議員 もうこれが最後ですから……

○ 関戸繁樹議長 じゃ、どうぞ。消防の関係ですね。

○ 22番 小林昌子議員 消防です。

○ 関戸繁樹議長 はい、続けてください。

○ 22番 小林昌子議員 いろいろな質問にお答えいただきありがとうございました。

この消防・防災の件については最近はできていませんでしたが、過去においては長年指摘してまいりました。大切なお子さん方を預かる学校においては、安全・安心が確保された施設であることは絶対に確保されなければならないことだと私は考えております。教育委員会におかれましては、消防本部から不備があるとの指摘を受けないように、日常の点検や修繕などに努めていただき、子どもたちが安全・安心な学校生活、園生活を送れるよう適切な施設管理を継続するようにお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

○ 関戸繁樹議長 恐れ入ります。小林議員の一般質問の途中でありますが、ここで午後3時

15分まで休憩いたします。

(午後 2 時50分休憩)

○

(午後 3 時15分再開)

○ 関戸繁樹議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

小林議員の質問からお願いします。

小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 では、2点目のヤングケアラーについてお聞きいたします。

令和3年第4回定例会、令和4年第4回定例会で学校におけるヤングケアラーに関する取組についてお聞きいたしました。ヤングケアラーについては、令和6年6月5日に子ども・若者育成支援推進法及び児童福祉法が改正され、法的にヤングケアラーが定義づけられました。

そこで、この法律に明記されたヤングケアラーの定義をお答えください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

子ども・若者育成支援推進法の改正により、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として国、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

なお、ヤングケアラーの定義中の過度にとは、子ども・若者が家族の介護、その他の日常生活上の世話をを行うことによって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に至っている場合、すなわち、子どもとしての健やかな成長、発達に必要な時間を奪われたり、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間を奪われるなど、家族のケアに伴い身体的、精神的負荷がかかったりすることによって負担が重い状態になっている場合を指すものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。

この法改正に当たり、こども家庭庁からは、具体的な支援に向けてのヤングケアラーの把握について、特に子どもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村子ども家庭センターから学校等の関係機関を通じ、ヤ

ングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効であるとの通知が出ています。

和泉市では令和3年度に子どもの生活実態アンケートを実施したと記憶しておりますが、その後、生活実態アンケートは実施しているのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和3年度に実施した以降に市内全校の小学校5年生から中学校3年生を対象にした生活実態アンケートにつきましては、令和5年度から毎年5月に実施しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。

令和3年度以降も継続的に実施していただいていることが分かりました。

では、令和7年度に実施した生活実態アンケートの結果についてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和7年度に実施したアンケートでは、子どもの生活実態を踏まえ、学校生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援につなげることを目的として実施し、結果としましては、「あなたは家で家族のお世話をしていますか」の問いについて「ほとんど毎日する」と回答した子どもが997人で14%、「今、家族へのお世話などで相談したいことはありますか」の問いについて「ある」と回答した子どもが263人で6%、「どんな内容について相談したいですか」の問いについて「自分の状況」と回答した子どもが192人で2.6%、「家族のお世話について」と回答した子どもが85人で1.2%、「自由に使える時間が欲しい」と回答した子どもが192人で2.6%、「将来のこと」と回答した子どもが111人で1.5%、「勉強のサポート」と回答した子どもが123人で1.7%、「家庭へのお金の支援」と回答した子どもが36人で0.4%、「お世話の全部もしくは一部を誰かに替わってほしい」と回答した子どもが43人で0.6%でした。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ありがとうございます。

「ほとんど毎日する」と回答した子どもが997人で14%、「家族へのお世話などで相談し

たいことがあるか」の問いに「ある」と回答した子どもが263人で6%。実に20%のお子さんが家庭での役割を任されている状況ということがリアルに分かりました。

子どもたちの中で相談したいことがあると回答した子どもが263人いたということですが、どのような対応を取られているのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

相談したいことがあると回答しました子どもに対しては、各学校において担任等による聞き取りを実施の上、結果と対応を教育委員会に報告するよう学校に指示しました。聞き取った結果を確認し、教育委員会が気がかりであると判断した子どもについては、各学校のスクールソーシャルワーカーによるアセスメントを実施し、必要に応じて学校におけるケース会議等を実施するとともに、虐待のおそれがある場合や福祉的な支援につなぐ必要を認める場合には、教育委員会事務局に配置している社会福祉士が子育て支援室とともに連携し対応しました。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 アンケートで相談したいと答えた子どもの声をしっかりと拾い、対応していただいていることがよく分かりました。

私は、ヤングケアラーの子どもが学校にいる場合、本人からの相談を待つだけではなく、先生方の観察で見つけていただくことも大事ではないかと考えております。差し支えのない範囲で結構ですので、先生方の気づきでヤングケアラーの子どもを見つけ出すことができた事例をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

ある学校では、教員が欠席の多い子どもを確認していた際に兄弟で交互に欠席していることに気づき、本人に聞き取ったところ、学校を休んで就学前の弟や妹のお世話をしていたことが分かり、ヤングケアラーとして対応した例や、また、遠足の際に教員がある子どものお弁当を見て自分で作っているのではないかと気づき、本人に聞き取ったところ、ヤングケアラーであることが分かり、対応した例などがございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

- 22番 小林昌子議員 具体的な事例を示していただき、よく分かりました。ありがとうございます。

この事例だけで判断するものではありませんが、子どもたちと同じ空間におられる先生方の気づきの力がいかに大切なものであるかを実感いたしました。これからも今まで同様に子どもたちに対応していただくことをお願いいたします。

では、全国では、このようにヤングケアラーを把握するための先進事例があると思われますが、教育委員会としての研修や視察等で参考にしている事例等があればお示しください。

- 関戸繁樹議長 教育指導監。

- 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

本市におきましては、こども家庭庁の通知が発出される以前の令和3年度から教育委員会が主体となり、定期的に生活実態アンケートを実施し、ヤングケアラーの支援に活用してきました。教育委員会が主体となってアンケートを実施している事例は全国的にも珍しく、他の自治体だけでなく、こども家庭庁からも本市のアンケートの取組が先進事例であるとしてヒアリングを受けるなどしております。今後も他の自治体の事例も参考に、取組をさらに深めてまいります。

以上です。

- 関戸繁樹議長 小林議員。

- 22番 小林昌子議員 ヤングケアラーを把握するための和泉市の取組が全国的にも先進事例だと知り、大変うれしく思っております。

ヤングケアラーは、子どもと日々の接点を有する学校の目を通して必要な支援につなぐことが重要だと思っております。和泉市ではここ数年、教育と福祉が連携し、様々な取組を実施していると実感をしております。学校で発見したヤングケアラーの子どもをしっかりと福祉的な支援につなげるとともに、子どもたちが困った状況になれば、学校の先生や学校以外でも相談ができることや、助けてくれる場所があること等を広く伝えていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

-
-
- 関戸繁樹議長 次に、議席番号17番・遠藤隆志議員。

(17番・遠藤隆志議員登壇)

- 17番 遠藤隆志議員 17番・遠藤隆志です。通告に従い一般質問を行わせていただきます。

今回の質問は、登下校時の熱中症対策について、それと町会・自治会費についての2点でございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今年の夏は8月に入ってから全国各地で気温が40度を超え、8月5日には群馬県伊勢崎市で国内観測史上1位となる41.8度を観測し、9月以降も猛暑が続いており、日常的な暑さ対策が重要となっています。

私は毎日通学路の見守りを行っており、児童・生徒の熱中症対策が気にかかるため、令和6年第2回定例会において、学校における熱中症対策について一般質問を行ったところ、学校での熱中症対策については、文部科学省作成の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに加え、大阪府教育庁作成の熱中症予防のための運動指針等の内容を準用し対応していることが確認できました。

現在、2学期が始まって1か月近くがたっていますが、まだまだ暑さが続く中、登校する子どもたちが熱中症にならないかがやはり気にかかります。和泉市では8月25日が始業式となっていますが、朝から30度を超えるようなこの時期から2学期を始める必要があるのか疑問に感じるところです。

そこでお聞きをいたしますが、大阪府の他市町村はどのような状況なのかお答えをください。

以降の質問は質問席から行いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

昨年度の状況になりますが、8月25日を2学期の始業式としている自治体が本市を含めて23ございます。その他、8月24日の自治体が1つ、8月26日から29日の自治体が16、9月1日の自治体が3つとなっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 他市の状況は分かりました。大体25日のところが多いような感じがします。

2学期開始の8月25日から29日の登下校時の暑さ指数について調べたところ、非常に苛酷な状況であることが分かりました。具体的には、登校時間7時30分から8時30分の暑さ指数

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

は警戒または厳重警戒の範囲にあり、下校時間12時から15時の暑さ指数は厳重警戒または危険の範囲にありました。

環境省の熱中症予防サイトによりますと、警戒では、運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる、厳重警戒では、外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する、危険では、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するということが日常生活に関する指針における注意すべき生活活動の目安とされています。

教育委員会として、学校に対し熱中症事故を防止するための環境整備についてどのような指導をされているのかお答えをください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

熱中症事故を防止するための環境整備等に関しましては、活動中やその前後に適切な水分、塩分補給や休憩ができる環境を整えること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなくAEDの使用を含む一次救命処置や救急要請を行うことのできる体制を整備すること、学校施設の空調設備を適切に活用すること、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること等を指導しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。分かりました。

昨年、令和6年第2回定例会の一般質問で学校における熱中症対策についてお聞きした際に、水筒を持ってくるのを忘れた児童・生徒に対しては水道水にて補給を行ったり、職員室や保健室にて水分補給をさせている。また、持ってきたお茶を飲み切った場合、中学校ではウォータークーラーを設置しており、水分補給が可能である。ウォータークーラーについては、昨年度中に各小学校に設置する予定であるとの御答弁がありました。

そこで改めてお聞きをいたします。現在の学校へのウォータークーラーの設置状況はどのようなになっているのか、また、設置されているウォータークーラーはどのようなものなのかお答えをください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

学校でのウォータークーラーは、市内全ての小・中学校、義務教育学校に設置しておりま

す。設置されているウオータークーラーは水道直結式の床置きタイプで、機能といたしましては、ウオータークーラー内の水を自動で入れ替える自動洗浄機能がついており、水道水を冷却し、常に冷たい水の供給が可能となっております。

なお、小学校におきましては、小学生の体格に合わせ、低床タイプのものを設置しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 既に設置いただいていることが確認でき、安心をいたしました。

どのようなものかと想像するところでは、やはり今、市庁舎にもウオータークーラーを置いていますので、あれと同じようなものという感じでよろしいのでしょうかね。ありがとうございます。

通学路の見守りを行っている中で、登校時に首に引っかけるタオルのような冷感グッズをつけている児童・生徒を見かけますが、教育委員会としてそのような状況を把握しておられるのかについてお聞かせをください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

児童・生徒が熱中症対策として冷却グッズや日傘などを活用していることについては教育委員会としても把握しており、様々な対策を行うことは必要であると認識しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 冷却グッズや日傘などを活用していることについては把握されていることが確認できました。

そこでお聞きいたしますが、登校時に冷えていた冷却グッズというのは、下校時には機能しない状態になっていることと思います。

ここで他市の取組を少し紹介させていただきます。岐阜県美濃加茂市教育委員会では、熱中症対策の一環として、市立小学校に冷凍庫を配備する予算を本年6月補正予算に計上したとの記事が掲載されておりました。また、奈良県葛城市は、熱中症対策の一環として市内の小学校全クラスに冷凍庫を設置したとのことで、学校教育課の担当者さんは、特に下校時は気温が高く、熱中症リスクが高いので有効活用してもらいたいと話しているそうです。私も下校時の熱中症対策として、冷却グッズは非常に重要であると考えております。

そこでお聞きします。本市では、御紹介した取組のように冷却グッズを冷やすための冷凍庫等は学校に設置されているのでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

児童・生徒が持参した冷却グッズを冷やすために限定した設備は設置していませんが、学校の保健室や職員室には冷蔵庫を設置しており、常備している経口補水液を冷やしておくなど、熱中症対策にも活用しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 本市では冷却グッズを冷やすための冷凍庫等は設置されていないということが確認できました。

保健室や職員室には冷凍庫を設置しているとのことですが、仮に冷却グッズを冷やすために利用しようとしても、冷却グッズを利用する全ての児童・生徒に対応することというのは到底無理な話であります。御紹介した取組のように全ての教室とまでは言いませんが、本市でも登校時に使っていた冷却グッズを下校時にも再利用できるよう、冷却グッズのための冷凍庫等を設置してはどうでしょうか、お答えをください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議員御指摘のとおり、冷やして利用するタイプの冷却グッズについては、下校時には機能しないようです。ただ、冷却グッズには水にぬらして気化熱を利用するタイプのものなどもあり、冷凍庫を必要とするものばかりではないほか、複数の学校での状況を確認しましたが、日傘の利用などもあり、ネッククーラーを使用している子どもたちは多くなく、保護者からの冷凍庫を希望する声も確認できなかったところで、現時点で冷却グッズのための冷凍庫の設置等については考えておりません。

ただし、熱中症対策には十分な配慮が必要と認識しているので、学校現場と連携し、必要な対応は適宜調整してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。

では次に、共働き世帯が増えていることに関連して、児童の登校時間が早くなる傾向にあ

りますが、学校では、校舎に入れる時間まで子どもたちが外で待っている状況もあります。その間、熱中症にならないか非常に心配になりますが、登校後、児童が校舎へ入ることができる時間はどうなっているのかお聞かせをください。また、教室のエアコンは何時に起動するのかについてもお聞かせをください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

学校によって開門の時間や校舎に入れる時間は違いますが、例えば黒鳥小学校では8時から教室に入れるようにしており、エアコンは8時以降に起動しております。その隣の伯太小学校でも8時に教室を開けて、エアコンも8時から起動しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。

近年の夏の暑さは本当に危険で、児童・生徒の熱中症については、細心の注意を払って対応していただきたいと思います。

冷却グッズのための冷凍庫設置については、現時点では教育委員会として考えていないということでした。確かに多くの児童が使用しているかと言われれば、そうではないようにも思えます。その点については、私が先ほど指摘したように、多くの保護者の方がやっぱり下校時に機能しないから児童に持たせていないと。反対に、冷凍庫があればもっと多くの児童が活用するかもしれません。これはあくまでも仮定の話でありますので、そこは申し添えておきます。

では次に、教室のエアコンについては、黒鳥小学校及び伯太小学校では8時に起動させているとのことで、市内全ての小学校においても同様であろうと。授業開始時には快適な環境が確保されていると思われますので、そこについては安心をしております。

今週に入ってようやく秋の気配が感じられますが、来年の夏季シーズンに向け、柔軟性のある教室のエアコン及びウオータークーラーの適正使用、そして冷却グッズや日傘等の有効活用など、あらゆる手段で事故が起きないようにしていただくことを強く要望いたします。

ここで少しだけ話はそれますが、登下校時の熱中症に関連しますので述べさせていただきますが、これまで議論してきました児童・生徒の熱中症対策はもちろんのことなんですが、それ以外にも気になることは、やはり市内各小学校区で多くの見守り隊の方が児童・生徒の安心・安全のために日々活動をされております。私もその一人ですが、私のことはさておき、

冒頭に2学期開始の8月25日から29日の登下校時の暑さ指数についてお示しいたしましたとおり、非常に危険な状態であり、その点を踏まえますと、やはり見守り隊の方々の熱中症についても対策を講じる必要があるのではないかと思います。

見守り隊については、特に私の校区では後任の方がなかなか見つからないといった状況で高齢化が進んでおり、本当に熱中症については非常に危惧しているところであります。ただ、見守り隊はあくまでもボランティアということですので、どの場で議論をすればということもありますので、本日はこの点については控えておきます。

以上のことを踏まえますと、やはり始業式の日程についても再検討していく必要があるのではないかと考えます。既に日程を変更している自治体もあるようですので、始業式の日程は、これは市で独自に決定できるということですので、この機会に8月25日にこだわらず柔軟に対応いただけることを要望して、この質問は終わらせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

町会・自治会費についてお聞きをいたします。

近年、町会・自治会への加入率が年々減少してきている背景には、人口減少や高齢化、核家族化等の様々な社会的、文化的な変化が影響していると考えられます。和泉市においても同様の状況で、これまでも議会において多くの議員の皆様が、町会・自治会が抱える課題等について、委員会や一般質問等において議論してきているところではありますが、加入率の減少傾向は進む一方であると思われます。

加入者が減少する主な理由としては、やはり加入のメリットが見えにくい点が挙げられていますが、今回はその中の町会・自治会費の負担、また、その使途に絞って質問をさせていただきます。

まずは、令和7年における本市の町会・自治会の現状や加入状況等を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

令和7年4月1日現在において、和泉市町会連合会に加入している町会・自治会は199団体、加入世帯数は3万5,164世帯になり、町会・自治会への加入率は42.2%となっています。

なお、加入率の算出方法については、和泉市町会連合会に加盟している町会・自治会への4月1日現在の加入世帯数をその年の3月末現在の住民基本台帳に記載されている全世帯数で除して算出しているものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。加入率の状況についてはよく分かりました。

それでは、町会・自治会費の金額について、把握している範囲で結構ですので教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

各町会・自治会費については市の把握するところではありませんが、3年前と今年度の2度にわたり町会・自治会長に対しアンケートを実施したところ、年間3,000円以下の会費としている団体が町会・自治会全体の2割から3割程度、年間3,000円から6,000円の団体が5割程度、年間6,000円を超える団体が2割程度であることが確認できています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。

詳細は分かりませんが、3,000円から6,000円の会費を集めている場合が多いということが分かりました。ただいまお示ししていただいた金額については、各町会・自治会の諸事情によって適正な金額を設定されているものと推測をいたします。

これまで議会において、多くの議員により公平性の観点から議論されてきた町会・自治会に設置している防犯灯の電気料金については、市長公約として全額補助が掲げられ、その不公平感の一つの要因は取り除かれることになるのではないかと思います。

さて、防犯灯の電気料金と同様に、町会・自治会費の使途については、住民の皆様から様々な御意見が寄せられております。その中でも社会福祉協議会や日本赤十字社などに対する会費からの支出について、その詳細な内容を把握したいとの声がございます。これらは地域福祉や災害支援に不可欠な活動であり、その重要性は十分理解しているところではありますが、住民の皆様が納得して御協力いただけるよう、どのような流れで各町会が協力しているのか、市として分かる範囲で結構ですので教えてください。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

社会福祉協議会及び日本赤十字社への協力金は、地域福祉活動や災害時の救援活動に充当されるものです。

町会・自治会からの協力金につきましては、社会福祉協議会活動1世帯当たり140円、日本赤十字活動資金1世帯当たり150円を一定の目安として、各団体からその活動への御理解と御協力について、連合町会を通じて各町会・自治会へお願いしているものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 遠藤議員。

○ 17番 遠藤隆志議員 ありがとうございます。分かりました。

各団体への協力金について、具体的な金額や連合町会を通じて各町会・自治会にお願いしていることは理解をしました。また、社会福祉協議会や日本赤十字社の活動が地域社会にとって極めて重要であることは改めて認識しているところです。その上で、これらの協力金がかつて加入率の高かった時代に地域全体の御理解の下で育まれてきた経緯も理解をしております。

しかし、市の御答弁にもありましたとおり、和泉市では現在、町会・自治会加入率が42%程度まで減少しているという現実があります。これは町会活動が実質的に市民の過半数を占める非加入者の協力なしに成り立っていることを意味します。このような状況で地域全体の福祉や災害支援といった公共性の高い活動への協力が町会に加入している市民だけに偏って負担されている状況は、公平性を欠くのではないのでしょうか。

町会・自治会は長年にわたり行政の補完的な役割を果たし、地域に不可欠な公共サービスを支えてきました。しかし、このままでは活動の担い手である町会加入者への負担が増すばかりであります。それはやがて町会活動そのものの持続性を損ない、最終的には、町会に加入していない市民が享受している公共的なサービスも維持できなくなるリスクをはらんでいます。

市にはこれら団体としっかりと連携をしていただいて、町会という既存の枠組みだけではなく、全ての市民がそれぞれの活動の重要性を理解し、納得して参加できるような新たな協力の仕組みを模索していただくよう強く要望するところであります。そして、町会・自治会が多様な市民を包摂できるような、より開かれた組織へと変わっていくための支援を市として積極的に行っていただくことを求め、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号1番・谷上 昇議員。

(1番・谷上 昇議員登壇)

- **1番 谷上 昇議員** 議席番号1番・市民未来の会、谷上 昇です。通告のとおり一般質問いたします。

先日の厚生文教委員会協議会において、市立学校の適正配置について報告がありました。その中で示された信太中学校区の教育環境について、私が令和2年に議員になり、最初の一般質問からこの問題を取り上げ、現在まで数回にわたって様々な提議をさせていただいてきたところであります。

過去の一般質問のやり取りにおいて、信太中学校区に関しては、施設一体型義務教育学校の導入については時期尚早であるが、鶴山台北小学校、南小学校は国が示す標準学級を満たしていない状態でありますので教育環境に係る検討が必要であるとのお答えをいただき、現在に至ります。しかし、実際には、両校において少人数、単学級など小規模校のデメリットを緩和するような有効な対応策を打ち出し、実行されているとは一保護者として、そして、小学校区の自治会の役員を務めている私のもとには聞こえてまいりません。

そこで、今回の一般質問で改めて、信太中学校校区における教育環境に関して質問してまいります。

まずは、令和2年第3回定例会の一般質問において、その当時における令和2年度時点の児童・生徒数、学級数をお答えいただきましたが、令和2年度と令和7年度でどのように変化したのかお聞きいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- **関戸繁樹議長** はい、答弁。

教育・こども部長。

- **東 直樹教育・こども部長** 教育・こども部長の東です。

まず、鶴山台北小学校について、令和2年度は児童数368人、学級数12クラスでしたが、令和7年度では児童数256人、学級数11クラスとなっており、児童数としては112人の減少となっています。

次に、鶴山台南小学校について、令和2年度は児童数211人、学級数6クラスでしたが、令和7年度では児童数180人、学級数7クラスとなっており、児童数としては31人の減少となっています。

次に、信太小学校について、令和2年度は児童数453人、学級数14クラスでしたが、令和7年度では児童数422人、学級数12クラスとなっており、児童数としては31人の減少となっています。

最後、信太中学校について、令和2年度は生徒数526人、学級数14クラスでしたが、令和

7年度では生徒数438人、学級数13クラスとなっており、生徒数としては88人の減少となっています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1番 谷上 昇議員 令和2年度から5年間で鶴山台北小学校は112人減少し、鶴山台南小学校は31人減少していることが確認できました。どちらの小学校ももともと少ない児童数でありますので、この児童数の減少は驚きです。

また、令和2年度の一般質問の際には、5年後の令和7年度での児童数推計見込みについても質問いたしました。令和2年度当時における児童・生徒数の見通しと令和7年度現在における児童・生徒数については、当然差異があつて仕方がないとは考えるところではありますが、鶴山台北小学校は令和2年度における令和7年度時点の推計値が253人であったことに対し実際は256人であり、ほとんど推計と乖離がないものとなっています。

一方で、鶴山台南小学校は令和7年度時点の推計値が216人であったことに対し実際は180人であり、36人ものずれが生じ、推計より極端に児童・生徒数が減少したことが確認できます。この差異について市の見解をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

児童推計の算出方法については、就学前のゼロから5歳児の人数を把握しておりますことから、その子どもの数をスライドさせることにより試算しており、予想しにくい転入、転出や小・中学校入学時に私立の小・中学校を選択するケースは見込んでございませんので、そうした要因が見通しとのずれになることは認識しております。

そうした中、鶴山台北小学校の見通しについては、おおむね見通しどおりでございましたが、鶴山台南小学校の見通しについては、乖離が大きいものと分析しています。このことについては、明確な要因とまでは言い切れないところではありますが、UR都市機構に確認させていただいたところ、現在実施している鶴山台の団地再生事業は鶴山台南小学校の区域にあり、団地再生事業では2割から3割程度の世帯が団地外への転出を選択するとのことですので、このことにより想定より児童数が減少したものと推察されるところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1番 谷上 昇議員 現在進んでいる鶴山台団地再生事業は、団地の一部区域につき集約

撤去し、跡地利用は住宅販売事業者が戸建て住宅を販売することになったと聞いています。この事業実施に先立つ移転により推計より児童数が減少したのではないかという市の見解があります。当然要因は団地再生事業にもあるかもしれませんが、子育て中の保護者にとって、学校などの教育環境は居住地を選ぶ際の重要事項であり、今まで子育てをしてきた信太中学校区を移転先に選ばなかったということが、この地域の教育環境が大きな要因になっているのではないかと危惧するところであります。

さきの委員会協議会において現在から5年後の令和12年度時点の児童推計が示され、鶴山台北小学校が33人減少、鶴山台南小学校が6人減少、信太小学校が88人増加、信太中学校が59人減少し、中学校全体ではおおむね増減なしの見込みであることが示されました。この推計について、現時点での在籍、未就学児童数をそのままスライドさせており、推計できない転入や転出の要因を見込んでないものとなっています。委員会協議会では、信太中学校区の適正配置につき、鶴山台団地再生事業に伴う児童・生徒数の増加と（仮称）富秋学園の開校に伴い、就学を希望できる区域に在住する葛の葉町の児童・生徒の状況について注意しなければならないとされております。

それでは、次に、その内容についてお伺いいたします。

まず、鶴山台団地再生事業について、現在の事業の進行状況と今後の開発によって整備される住宅戸数の見込みについてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

鶴山台団地再生事業は、UR都市機構が自らが管理する賃貸住宅について引き続き管理する継続管理区域と、住棟を解体し、新たなまちづくりに活用する事業区域に分けて進める集約型団地再生事業であり、鶴山台団地では、この事業区域を2期に分けて段階的に取り組んでいるところです。

事業区域の跡地につきましては、戸建て住宅地として活用される予定であり、あくまで想定となりますが、最低敷地面積120平方メートルで計算した場合、約350戸の戸建て住宅が整備されることになります。

なお、1期住宅区域につきましては、一部区域を除き、令和7年7月末に事業者へ土地譲渡されており、今後事業者において戸建て住宅の開発が進められることとなります。また、2期事業区域につきましては、令和7年11月末が居住者の移転期限となっており、移転完了後には1期と同様の跡地活用が進められるものとなっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1 番 谷上 昇議員 鶴山台団地再生事業の状況について確認できました。

それでは次に、信太中学校区の児童・生徒数が減少する要因である（仮称）富秋学園の開校に伴い、就学を希望できる区域に在住する葛の葉町の児童・生徒の状況についてお伺いいたします。

現在、信太小学校と信太中学校に通学している対象区域の児童・生徒数について、また、どの程度の割合の児童が（仮称）富秋学園に就学を希望しているのか、アンケートを実施したと記憶していますが、その内容についてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

現在葛の葉町に在住している児童・生徒数につきましては、信太小学校に120人、信太中学校に58人がそれぞれ在学しています。

次に、（仮称）富秋学園への就学希望に関する調査につきましては、令和2年度に葛の葉町在住で就学前の子どもがいる保護者にアンケートを実施した実績がございます。そのアンケート結果としては、（仮称）富秋学園に通学を検討したいという割合が4割程度ございました。（仮称）富秋学園の情報は葛の葉町の地域にも発出しているところで、令和8年度には対象者への就学希望調査も実施予定としています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1 番 谷上 昇議員 令和9年度に開校する（仮称）富秋学園の就学希望調査は来年度に行われることが確認できました。

市内で先に開校している小中一貫校の槇尾学園などを見学させていただきましたが、私が通ってきた学校のイメージとはかけ離れ、そのすばらしい環境に子どもたちを通わせたいと強く思いましたので、目に見えて進んでいる（仮称）富秋学園への希望者は増えるものであり、また、そうなるように地域が誇れる学校を設置していただきますよう、併せてお願いいたします。

信太中学校区への小中一貫校の導入については、お答えいただいたように児童・生徒数の状況を確認してからとのことですが、冒頭申し上げたように、鶴山台北小学校、南小学校は少人数学級の状況が長期間にわたって続いています。

先日の委員会協議会で、市立学校の適正配置について次のような報告がありました。

こちらを御覧ください。画面お願いします。

こちらは、先日の委員会協議会で示された市立学校の適正配置の考え方になります。学校教育法施行規則では、画面の表中、小学校の行を見ていただきますと、適正な学校規模の学級数は12から18学級で児童・生徒数は420から630人とされています。現在、鶴山台北小学校は11学級の256人、南小学校は7学級の180人と大幅に適正基準を下回っていることが分かります。そして、最下段の施設一体型小中一貫校などの義務教育学校の規模は、945人程度の児童・生徒数であれば適正ではないかとされています。

次をお願いいたします。

こちらは、適正配置について10月から地元協議に入ると示された光明台中学校区との比較になります。現在は両校区ともに基準より児童・生徒数が多く、小中一貫校などは何度もお答えいただいたように時期尚早であるということではありますが、5年後には光明台中学校区はその基準を下回る推計であることから今回動き出すに至ったという報告であります。信太中学校区は3校の小学校があり、北、南は今後も減少する一方で、信太小学校は5年後において増加すると推計されています。この先もさらに鶴山台北、南小学校は減少の一途をたどっていく推計であるのに、このまま放置された状態で適正に配置されていると言えるのでしょうか。非常に疑問であります。

それでは、この両中学校区のこれまでの児童・生徒数の推移を調べてみましたので、御覧ください。

次をお願いします。

左端から平成28年度から令和7年度の10年間をグラフにしてみました。横に引かれた赤の破線が学校教育法施行規則で示されている420人のラインであります。10年前には既に鶴山台北、南小学校は420人のラインを大幅に下回っていることが分かります。鶴山台南小学校は令和3年度から、北小学校は令和6年度から下回っていることが分かります。

鶴山台北、南小学校はいつから420人のラインを下回っているのか気になりましたので、調べていただきますと、鶴山台北小学校は平成26年度から、鶴山台南小学校は平成21年度からということが分かりました。何と鶴山台南小学校は16年も前から学校教育法施行規則で示されている420人の基準を下回り、さらに児童・生徒数は減少し続けているのであります。

私は鶴山台北小学校出身で、現在は南小学校区で自治会長なども務めさせていただき、子どもたちも鶴山台南小学校を卒業いたしましたので、長い間様々な学校の活動を現在にわた

って見させていただいていますが、小規模校のデメリットを緩和するような施策が実施されていないと思うのが現状であると思います。

それでは、市として学校の小規模化にはどのようなデメリットがあると考えておられるのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

一般的に小規模校化による教育環境のデメリットといたしましては、クラス替えができなくなる、習熟度別学習などクラスの枠を超えた多様な指導形態が取りにくい、クラス同士が切磋琢磨するような教育活動ができない、クラブ活動や部活動の種類が限定される、友達などからの多様な物の見方や考え方、表現に触れることが難しいなどがございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1番 谷上 昇議員 私が懸念しているのは、デメリット部分で挙げられた多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいという部分であります。子どもたちは、これから社会の中で様々な人間と接することになり、その中で発生する問題を解決する能力が必要となります。社会を生き抜く力を醸成するため、小・中学生の頃から多種多様な人間に接し、学んでいくことは学校教育の最も重要な部分であると考えます。

小規模校だけが原因ではないと思いますが、実際、私の子どもの学年の卒業生で高校入学直後にやめてしまう生徒が多く、ある程度固定された人間関係になってしまう小規模校から急激に人数が増える高校へ進学した場合、人間関係で苦労するのではという話が保護者間で交わされているのは事実であります。その因果関係を裏づける統計データなどを今回の質問に当たり教育委員会にも協力して探していただきましたが、残念ながら見つかりませんでした。しかし、既に社会で活躍されている皆様も無関係ではないと理解していただけるものだと思います。

それでは、以前より提議、提案させていただき、重ねてお願いしてきた現状のデメリットを緩和する市の対応策について、今後の考えをお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

児童数が少ないことへの対応としましては、現時点において鶴山台北、南小学校ともに重点的に全ての学年による縦割り活動に取り組んでおり、子ども同士の交流を増やすことで、

上級生の自己有用感の高まりに加え、学校全体の温かい雰囲気醸成できていると把握しています。

しかしながら、さらなる充実が確保できるよう、このたび、鶴山台北小学校と鶴山台南小学校の管理職をはじめとする教員と市教育委員会でどのような対応が可能であり、有効であるかの協議に着手したところであり、今後、具体の対応策を検討していくところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1 番 谷上 昇議員 現在、さらなる取組について検討に着手されたとのことですが、少人数学級のデメリットをカバーする施策展開については、現在学んでいる子どもたちを優先し、できるだけ早く実現していただくことを強く要望いたします。

ただ、先ほど挙げていただいた小規模校に伴うデメリットについては、根本的な解決に至らないことは市及び教育委員会も分かっていることであると思います。やはり小中一貫校などの導入を早期に検討すべきであると考えますが、その点について再度考えをお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

施設一体型義務教育学校の導入により国が示す標準学級を大きく超過する規模になってしまいますと、児童・生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導が困難になることや集団においても同学年との結びつきが中心となり異学年交流の機会が設定しにくくなる、同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど人間関係が希薄化するなど、教育環境面での課題が懸念されます。

このことから、令和2年度に策定した和泉市教育施設等長寿命化計画においては、施設一体型義務教育学校の導入に当たっては、児童・生徒数の状況に加え、校舎の状況、小中一貫校を導入した場合の教育環境等を勘案し、導入の決定を行うこととしているところです。

つきましては、信太中学校区においては、鶴山台団地再生事業に伴う子どもの増加状況や葛の葉町在住児童・生徒の（仮称）富秋学園への入学状況を適宜分析した上で、学校適正配置の検討時期について前倒しの必要性など、随時確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1 番 谷上 昇議員 前倒しの必要性などを随時確認していただけるというお答えをいた

できました。

長期的、効率的な運営を考えなければならない市のスタンスも分かりますが、先ほどもお示したように、鶴山台北、南小学校は非常に長い間この状態が続いています。推計では見込めない児童・生徒数の減少があったように、教育環境が原因で信太中学校区から子育て世代の転出が増加し、また、団地再生事業跡地への移住が進まない可能性もあります。小中一貫校などの導入に関して随時検討していただくよう強く要望いたします。

最後に、委員会協議会で大阪維新の会の岡田委員からも質問がありましたが、これまで和泉市において小中一貫校を導入してきた経験から、今回、光明台中学校区で行われる地元調整を経てから小中一貫校を導入するまでにはかなりの期間を要するものであると思いますが、おおむねどれぐらいの期間が必要であるかをお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

まず、小中一貫校の導入に際しては地域との調整に要する期間が必要で、この期間については地域によって異なるものと想定しています。ついては、この調整期間に加え、適正就学対策審議会での方針決定後に要する期間としては、これまでの実績に勘案しますと、設計、工事等でおおむね7年程度は必要になると考えてございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 谷上議員。

○ 1番 谷上 昇議員 ありがとうございます。

小中一貫校を導入する際の調整を進めるには、整備の期間を含めて相当の期間が必要であることは明らかであります。これまで取り組んでこられた各校区において、地域性の違いやコミュニティの観点から、様々な意見を受けてその調整に努められてきたことと思います。信太中学校区は3小1中の統合になるため、これまで取り組まれてきた地域と異なることから調整に時間を要することも想定されるため、地域からの意見聴取などは早めに取りかかっていたいただき、小中一貫校の導入に少しでも早く取り組んでいただくことを要望いたします。

信太中学校区だけではなく、市内他校区においても、これから児童・生徒数が減少していく推計が委員会協議会において示されていきました。児童・生徒数だけに着目すると、いずれ適正配置が必要な校区が重なり、教育環境の改善が大幅に遅れてしまうということが想定されます。我々大人にとっては、例年継続し、繰り返されている仕事としてのことであっても、今まさに学校に通っている子どもたちにとっては一回限りの貴重な教育の機会であります。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

子どもたちは自分たちでその環境をつくることはできません。我々大人が子どもたちの顔を見て、成長を感じて育ててあげなければなりません。我々の宝であります和泉市の子どもたちにどのような環境を我々大人が与えてあげられるかを引き続き共に検討していただくようお願いいたしまして、一般質問を終えます。ありがとうございました。

○

◎散会宣告

○ 関戸繁樹議長 お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日26日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後4時17分散会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 関 戸 繁 樹

同 署 名 議 員 山 本 秀 明

同 署 名 議 員 遠 藤 隆 志